

# 広島市報

定期第1116号  
令和5年5月31日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 規 則

○広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第40号）.....5

### 告 示

- 計量法による指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査に係る検査手数料収納業務の委託.....6
- 計量法による特定計量器の定期検査の実施.....6
- 広島市中央老人福祉センターの使用料の収納事務の委託.....6
- 広島市湯来農村環境改善センターの使用料の収納事務の委託.....6
- 家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手数料及び農産物売払代金の収納事務の委託.....6
- 広島市男女共同参画推進センター使用料の収納事務の委託.....6
- 包括外部監査契約の締結.....7
- 広島市営さん橋及び広島港さん橋施設使用料徴収等事務の委託.....7
- 広島市営さん橋の係船料、入場料及び船舶給水施設使用料の徴収事務、広島市草津岸壁の係船料、荷さばき所使用料及び港湾施設用地使用料の徴収事務、広島港さん橋、似島さん橋及び似島学園前さん橋の定期券に係る入場料並びに広島港さん橋の定期券に係る駐車場駐車料の徴収事務の委託.....7
- 広島港さん橋の入場料の徴収事務の委託.....7
- 広島広域公園の使用料の収納事務の委託.....7
- 広島市青少年センターの施設及び附属設備の使用料の収納事務の委託.....7
- 広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの施設及び附属設備の使用料の収納事務の委託.....8
- 広島市西新天地公共広場の使用料の収納事務の委託.....8
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例による令和5年度の賦課対象区域.....8
- コンビニエンスストア等における証明書の

- 自動交付に係る証明書発行手数料の収納に関する事務の委託.....8
- 広島市自転車等保管所における自転車等の撤去・保管費用の収納事務の委託.....8
- 広島市公民館使用料の収納事務の委託.....8
- 広島市立中央図書館及び広島市こども図書館の複写手数料に係る収納事務並びに広島市立中央図書館における刊行物売払収入に係る収納事務の委託.....8
- 広島市映像文化ライブラリーにおける刊行物売払収入に係る収納事務の委託.....9
- 広島市永安館、広島市可部火葬場、広島市五日市火葬場、広島市西風館及び広島市高天原納骨堂の使用料の収納事務の委託.....9
- 広島市総合福祉センターの使用料の収納事務の委託.....9
- 広島駅南口地下広場の使用料の収納事務の委託.....9
- 広島市西蟹屋プロムナードの使用料の収納事務の委託.....9
- 広島市市営住宅使用料等の収納事務の委託.....9
- 広島市江波山気象館、広島市郷土資料館及び広島市交通科学館の複写手数料に係る収納事務並びに広島城、広島市こども文化科学館及び広島市郷土資料館の刊行物売払収入に係る収納事務の委託.....10
- 広島市現代美術館の刊行物売払収入に係る収納事務の委託.....10
- 広島市医師会運営・安芸市民病院の公金の徴収事務の委託.....10
- 広島市医師会運営・安芸市民病院の診療費等に係る未収金の収納事務の委託.....10
- 広島市西部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務の委託.....10
- 広島市こども療育センター療育相談所及び広島市北部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務の委託.....10
- 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例による令和5年度広島市一般廃棄物処理実施計画（令和5年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画及び生活排水処理実施計画）.....10
- 液状一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託.....11



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

○広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターの固形状一般廃棄物再生処理手数料の収納事務の委託.....11	律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....15
○広島市安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託.....11	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止の届出.....16
○広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務の委託.....11	○健康福祉局保健部食品保健課出納員の事務の一部委任.....16
○広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務の委託.....12	○財政局西部市税事務所出納員の事務の一部委任.....16
○子ども・子育て支援法による確認 3件.....12	○寄附金の収納事務の委託.....17
○固定資産課税台帳に登録すべき広島市内に所在する固定資産の令和5年度の価格等の全ての登録.....13	○企画総務局公文書館出納員の事務の一部委任.....17
○広島市工業技術センターの使用料及び手数料の収納事務の委託.....13	○広島平和記念資料館の使用料の収納事務の委託.....17
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....13	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....17
○介護保険法による指定事業者の指定.....13	○開発行為に関する工事の完了.....17
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....14	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....17
○介護保険法による介護医療院の開設の許可.....14	○公共下水道の供用開始.....17
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....14	○公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理開始.....18
○広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務の収納事務の委託.....14	○農業集落排水処理施設の供用開始.....18
○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定.....14	○路上駐車場の休止.....18
○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取り消し.....15	○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定.....18
○大芝公園ゴーカートの使用料の収納事務の委託.....15	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....18
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....15	○自転車等の所有権の取得.....19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者からの変更の届出.....15	○市営住宅の家賃の変更.....19
○地域包括支援センターの所在地の変更の届出.....15	○開発行為に関する工事の完了 2件.....19
○広島市留学生会館の使用料の収納事務の委託.....15	○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....15	○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出.....19
	○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....19
	○広島市吉島老人いこいの家の使用料の収納事務の委託(中区).....19
	○中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任(中区) 3件.....20

○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	20	○道路の供用開始（西区） 3件	27
○放置自転車等の撤去（中区） 2件	20	○道路の区域変更（西区）	27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	21	○道路の供用開始（西区）	28
○放置自転車等の撤去（中区）	21	○道路の区域変更（西区）	28
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	21	○道路の供用開始（西区）	28
○放置自転車等の撤去（中区）	21	○放置自転車等の撤去（西区） 3件	28
○広島市温品福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）	21	○建築基準法による一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について認定（西区）	28
○広島市東区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）	21	○放置自転車等の撤去（西区） 2件	29
○広島市戸坂福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）	21	○広島市佐東老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（安佐南区）	29
○広島市中山福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）	22	○広島市沼田老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（安佐南区）	29
○新牛田公園照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（東区）	22	○広島市伴福祉センターの使用料及びイベント広場照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（安佐南区）	29
○放置自転車の撤去（東区）	22	○広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐南区）	29
○長期間駐車されていた自転車の移動（東区）	22	○広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐南区）	29
○放置自転車の撤去（東区） 2件	22	○若葉台町内会の告示事項の変更（安佐南区）	30
○長期間駐車されていた自転車等の移動（東区）	22	○グリーンヒル大原町内会の告示事項の変更（安佐南区）	30
○区出納員の事務の一部委任（東区） 4件	22	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）	30
○広島市南区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（南区）	23	○区出納員の事務の一部委任（安佐南区） 5件	30
○広島市出島福祉センターの使用料の収納事務の委託（南区）	24	○道路の区域変更（安佐南区）	31
○放置自転車等の撤去（南区）	24	○道路の供用開始（安佐南区）	31
○広島市宇品老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（南区）	24	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐南区）	31
○広島市東雲老人福祉センターの使用料の収納事務の委託（南区）	24	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	31
○区出納員の事務の一部委任（南区） 2件	24	○住居表示実施区域内の街区の区域変更（安佐南区）	32
○放置自転車等の撤去（南区） 8件	25	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	34
○道路の区域変更（南区）	25	○広島市安佐北区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐北区）	34
○道路の供用開始（南区）	25	○広島市筒瀬福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐北区）	34
○広島市草津老人いこいの家の使用料の収納事務の委託（西区）	26	○広島市可部福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐北区）	34
○広島市南観音老人福祉センターの使用料の収納事務の委託（西区）	26	○区出納員の事務の一部委任（安佐北区）	34
○竜王公園照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（西区）	26	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）	34
○西部埋立第五公園照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（西区）	26	○上町屋三区町内会の告示事項の変更（安佐北区）	35
○区出納員の事務の一部委任（西区） 3件	26		
○広島市西区地域福祉センターの使用料収納事務の委託（西区）	27		

- 本郷下自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....35
- 市街化区域内の水路の指定変更（安佐北区）.....35
- 広島市安芸区地域福祉センター及び広島市阿戸福祉センターの使用料の収納事務の委託（安芸区）.....35
- 広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務の委託（安芸区）.....35
- 広島市畑賀福祉センターの使用料の収納事務の委託（安芸区）.....35
- 広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務の委託（安芸区）.....36
- 広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘及び広島市矢野老人いこいの家清風荘の使用料の収納事務の委託（安芸区）.....36
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....36
- 放置自転車等の撤去（安芸区） 3件.....36
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....36
- 区出納員の事務の一部委任（安芸区） 4件.....36
- 佐伯運動公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務の委託.....37
- 広島市石内福祉センターの使用料の収納事務の委託（佐伯区）.....37
- 広島市佐伯区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（佐伯区）.....38
- 広島市老人いこいの家中央荘の使用料の収納事務の委託（佐伯区）.....38
- 広島市老人いこいの家坪井荘の使用料の収納事務の委託（佐伯区）.....38
- 広島市老人いこいの家新宮山荘、広島市老人いこいの家窓山荘、広島市老人いこいの家さつき荘、広島市老人いこいの家八幡荘、広島市老人いこいの家倉重荘、広島市老人いこいの家楽々荘、広島市老人いこいの家美隅荘の使用料の収納事務の委託（佐伯区）.....38
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....38
- 道路の区域変更（佐伯区）.....38
- 道路の供用開始（佐伯区）.....39
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....39
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）.....39
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....39
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....39
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....39
- 道路の区域変更（佐伯区）.....40

- 道路の供用開始（佐伯区）.....40
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....40
- 区出納員の事務の一部委任（佐伯区） 3件.....40

区 告 示

- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（中区）.....41
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（中区）.....42
- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（南区）.....42
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（南区）.....43
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（西区）.....43
- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（西区）.....44
- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（安佐北区）.....45
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（安佐北区）.....46
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（安芸区）.....46
- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（安芸区）.....46
- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（佐伯区）.....47
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表（佐伯区）.....48

公 告

- 選挙すべき委員の数.....48
- 広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）西広島駅北口土地区画整理事業の事業計画の変更.....48

選 管 告 示

- 令和5年4月9日執行の広島市長選挙において当選した者の住所及び氏名.....48
- 令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名.....48

区 選 管 告 示

- 令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における広島市東区役所温品出張所期日前投票所及び広島駅

南口地下広場期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の選任（東区）.....49

○令和5年4月9日執行の統一地方選挙における開票管理者の職務を代理すべき者の変更（西区）.....49

○令和5年4月9日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者の職務代理者の選任（安佐南区）.....50

○令和5年4月9日執行の広島市長選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島県議会議員一般選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....50

**人事委員会規則**

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第10号）.....50

**農業委員会規程**

○広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の公布（第2号）.....50

**教育委員会告示**

○広島市教育委員会議（定例会）の開催.....50

**監査公表**

○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表.....51

○令和5年2月16日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求についての監査結果の公表.....53

**監査告示**

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定による告示.....64

# 規則

広島市規則第40号

令和5年4月27日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 貴

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和3年広島市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号の改正規定中「個人番号カード用署名用電子証明書」の右に「又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



広島市告示第133号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定による指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査に係る検査手数料収納業務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区丹那町4番12号  
一般社団法人 広島県計量協会  
会長 西本 維文

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第134号

令和5年4月1日

計量法（平成4年法律第51号）第19条に規定する特定計量器の定期検査を、次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 実施区域及び実施期日

(1) 非自動はかりでひょう量が2トン以下のもの、分銅及びおもり

安芸区 令和5年 5月8日から令和6年3月31日まで  
東区 令和5年 6月1日から令和6年3月31日まで  
南区 令和5年 8月1日から令和6年3月31日まで  
中区 令和5年11月13日から令和6年3月31日まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 非自動はかりでひょう量が2トンを超えるもの

安芸区、東区、南区及び中区 令和5年11月17日から令和6年3月31日まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

2 実施場所

特定計量器の所在場所

ただし、特段の理由がある場合にあっては、広島市指定定期検査機関が指定した場所とする。

3 定期検査を実施する者

広島市指定定期検査機関 一般社団法人広島県計量協会

広島市告示第135号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

項の規定に基づき、広島市中央老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号  
池袋I S Pタマビル  
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団  
代表者 代表理事 田嶋 羊子

2 委託する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第136号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市湯来農村環境改善センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地  
広島市湯来農村環境改善センター運営協議会  
代表者 会長 小田 稔

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第137号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手数料及び農産物売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市安佐北区深川八丁目30番12号  
公益財団法人広島市農林水産振興センター  
代表者 理事長 山地 正宏

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第138号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市男女共同参画推進センター使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示

します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区白鳥北町18番2-601号

男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ  
特定非営利活動法人男女共同参画ひろしま 代表理事 信政  
ちえ子

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第139号

令和5年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2  
項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同法第25  
2条の36第6項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和5年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費  
用の額の算定方法

基本費用並びに執務費用及び実費とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 松本 京子

住所 広島市中区上八丁堀8番28-1605号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費  
用の支払方法

契約の定めるところによる。

広島市告示第140号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
項の規定に基づき、広島市営さん橋及び広島港さん橋施設使用料  
徴収等事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により  
告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市西区三篠町一丁目1番1号

広島内外美装株式会社

代表取締役 梶谷 邦治

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第141号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
項の規定に基づき、広島市営さん橋の係船料、入場料及び船舶給

水施設使用料の徴収事務、広島市草津岸壁の係船料、荷さばき所  
使用料及び港湾施設用地使用料の徴収事務、広島港さん橋、似島  
さん橋及び似島学園前さん橋の定期券に係る入場料並びに広島港  
さん橋の定期券に係る駐車場駐車料の徴収事務を次のとおり委託  
したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

代表者 理事長 油野 裕和

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第142号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
項の規定に基づき、広島港さん橋の入場料（定期券に係る入場料  
を除く。）の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の  
規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区宇品海岸一丁目13番13号

宇品海運株式会社

代表取締役 塩本 廣文

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第143号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
項の規定に基づき、広島広域公園の使用料の収納事務を次のと  
おり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

公益財団法人広島市スポーツ協会

代表者 会長 野坂 文雄

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第144号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
項の規定に基づき、広島市青少年センターの施設及び附属設備の  
使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定  
により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 柴田 吉男

- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第145号**  
 令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 柴田 吉男

- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第146号**  
 令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西新天地公共広場の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
呉市中通一丁目3番16号  
株式会社エムケイ興産  
代表者 代表取締役 宮下 佳昌

- 2 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第147号**  
 令和5年4月1日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年広島市条例第64号）第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度の賦課対象区域を告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示第148号**

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書発行手数料の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

委任先及び委託期間

- 1 委託先 東京都千代田区一番町25番地  
地方公共団体情報システム機構  
理事長 吉本 和彦
- 2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第149号**  
 令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等保管所における自転車等の撤去・保管費用の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
福岡市博多区金の隅二丁目24番10号  
株式会社ニップス  
代表取締役 小倉 勝久
- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第150号**  
 令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市公民館使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 柴田 吉男
- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示第151号**  
 令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市立中央図書館及び広島市こども図書館の複写手数料に係る収納事務並びに広島市立中央図書館における刊行物売払収入に係る収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。



広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 柴田 吉男
- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



**広島市告示第152号**  
令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市映像文化ライブラリーにおける刊行物売払収入に係る収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町4番17号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 柴田 吉男
- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



**広島市告示第153号**  
令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市永安館、広島市可部火葬場、広島市五日市火葬場、広島市西風館及び広島市高天原納骨堂の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区袋町4番31号  
まごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）  
代表者 株式会社合人社計画研究所  
代表取締役 福井 滋
- 2 委託期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



**広島市告示第154号**  
令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市総合福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市南区松原町5番1号  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会  
会長 永野 正雄
- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



**広島市告示第155号**  
令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島駅南口地下広場の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市南区松原町9番1号  
広島駅南口開発株式会社  
代表取締役社長 杉山 朗
- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



**広島市告示第156号**  
令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき広島市西蟹屋プロムナードの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市南区南蟹屋二丁目3番1号  
株式会社広島東洋カーブ  
代表取締役社長 松田 元
- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



**広島市告示第157号**  
令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営住宅使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
一般財団法人 広島市都市整備公社  
代表者 理事長 油野 裕和
- 2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第 158 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市江波山気象館、広島市郷土資料館及び広島市交通科学館の複写手数料に係る収納事務並びに広島城、広島市こども文化科学館及び広島市郷土資料館の刊行物売払収入に係る収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町 4 番 17 号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 柴田 吉男
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 159 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市現代美術館の刊行物売払収入に係る収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区加古町 4 番 17 号  
公益財団法人広島市文化財団  
理事長 柴田 吉男
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 160 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、広島市医師会運営・安芸市民病院の公金の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市西区観音本町一丁目 1 番 1 号  
一般社団法人広島市医師会  
会長 山本 匡
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 161 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、広島市医師会運営・安芸市民病院の診療費等に係る未取金の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
東京都渋谷区渋谷二丁目 16 番 8 号 南雲ビル 2 階・4 階  
弁護士法人 館野法律事務所  
代表者 弁護士 館野 完
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 162 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市西部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区八丁堀 2 番 31 号  
東宝ビル管理株式会社 中国支社  
支社長 田中 伸昌
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 163 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市こども療育センター療育相談所及び広島市北部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市東区光町二丁目 15 番 55 号  
社会福祉法人 広島市社会福祉事業団  
代表者 理事長 松井 一實
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示第 164 号

令和 5 年 4 月 1 日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年広島市条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度広島市一般廃棄物処理実施計画（令和5年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画及び生活排水処理実施計画）を次のとおり告示する。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示第165号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、液状一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 油野 裕和

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委託した区域

広島市の区域のうち、東区の温品一丁目、温品二丁目、温品三丁目、温品四丁目、温品五丁目、温品六丁目、温品七丁目、温品八丁目、上温品一丁目、上温品二丁目、上温品三丁目、上温品四丁目、馬木一丁目、馬木二丁目、馬木三丁目、馬木四丁目、馬木五丁目、馬木六丁目、馬木七丁目、馬木八丁目、馬木九丁目、福田一丁目、福田二丁目、福田三丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田六丁目、福田七丁目、福田八丁目、温品町、馬木町及び福田町並びに安芸区を除いた区域

広島市告示第166号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターの固形状一般廃棄物再生処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 油野 裕和

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第167号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 油野 裕和

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第168号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託した者

(1) コンビニエンスストア

Table with 3 columns: 業者名, 所在地, 代表者. Rows include (株)セブン-イレブン・ジャパン, 山崎製パン(株), (株)ローソン中四国営業部, (株)ファミリーマート.

(2) スーパーマーケット

Table with 3 columns: 業者名, 所在地, 代表者. Rows include (株)イズミ, マックスバリュ西日本(株), イオンリテール(株)イオンみゆき店, (株)スパーク, (株)フジ・リテイリング, (株)藤三, (株)万惣, (株)ユアーズ, (株)フレスタ, (株)サンリブ.

|             |                      |              |
|-------------|----------------------|--------------|
|             | 町二丁目 17-1            | 池 毅          |
| (株)A コープ西日本 | 広島市西区草津港二丁目 6-50     | 代表取締役 小 笹 浩史 |
| (株)フジマート    | 広島県廿日市市阿品台三丁目 2-1    | 代表取締役 永 井 信章 |
| (株)デイ・リンク   | 広島市中区吉島西一丁目 14-6     | 代表取締役 川 口 康之 |
| 西條商事(株)     | 広島県東広島市西条土与丸二丁目 6-49 | 代表取締役 蔵 田 亮  |

(3) 地区商工会

| 業者名    | 所在地                | 代表者      |
|--------|--------------------|----------|
| 高陽町商工会 | 広島市安佐北区深川五丁目 21-21 | 会長 水口 弘士 |

(4) 協同組合

| 業者名        | 所在地                | 代表者           |
|------------|--------------------|---------------|
| 生活協同組合ひろしま | 広島市西区草津港二丁目 8-42   | 理事長 横山 弘成     |
| 広島市農業協同組合  | 広島市安佐南区中筋三丁目 26-16 | 代表理事組合長 吉川 清二 |

(5) 一般商店等

| 業者名           | 所在地                | 代表者          |
|---------------|--------------------|--------------|
| 今井商店          | 広島市南区似島町字家下 401    | 代表者 今井 忠則    |
| (有)沖野商店       | 広島市南区似島町字家下 甲 1-1  | 代表取締役 沖 野 紘憲 |
| 沖野商店          | 広島市南区似島町字大黄 2657-5 | 沖野 武志        |
| 山田商店          | 広島市南区似島町字家下 161-1  | 代表者 山田 芳子    |
| 部村 豪          | 広島市南区宇品町金輪島 359    | 部村 豪         |
| 合人社シティサービス(株) | 広島市中区袋町 4-31       | 代表取締役 福 原 祥二 |

2 委託した期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 169 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

別紙のとおり

2 委託した期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

別紙 略

広島市告示第 170 号

令和 5 年 4 月 1 日

以下の者について、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 30 条の 11 第 1 項の確認をしましたので、同法第 58 条の 11 第 1 号の規定により公示します。

広島市長 松 井 一 實

1 子ども・子育て支援施設等の種類

認定こども園又は幼稚園において行われる預かり保育事業(第 7 条第 10 項第 5 号関係)

児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業(第 7 条第 10 項第 6 号関係)

2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

3 確認年月日

令和 5 年 4 月 1 日

別紙 略

広島市告示第 171 号

令和 5 年 4 月 1 日

以下の者について、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項の確認をしましたので、同法第 41 条第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 設置者の名称    | 施設の名称           | 施設の所在地              | 施設の種類       |
|-----------|-----------------|---------------------|-------------|
| (株)アイグラン  | アイグラン保育園東千田     | 中区東千田町二丁目 11 番 13 号 | 保育所         |
| (福)みどり会   | みどりの森みらいこども園    | 西区福島町二丁目 24 番 48 号  | 幼保連携型認定こども園 |
| (福)みどり会   | みどりの森ゆめのはこども園   | 安佐北区落合一丁目 5 番 11 号  | 幼保連携型認定こども園 |
| (福)ナーガ福祉会 | 第二ナーガこども園       | 南区宇品海岸三丁目 11 番 50 号 | 保育所型認定こども園  |
| (福)川内福祉会  | 認定こども園みのり祇園     | 安佐南区祇園六丁目 11 番 35 号 | 保育所型認定こども園  |
| (学)清美学園   | 認定こども園清美幼稚園     | 南区段原日出一丁目 6 番 9 号   | 幼稚園型認定こども園  |
| (学)永照寺学園  | 認定こども園永照幼稚園     | 西区大芝二丁目 10 番 13 号   | 幼稚園型認定こども園  |
| (学)牛田教会学園 | あやめ幼稚園          | 東区牛田中二丁目 7 番 34 号   | 幼稚園         |
| (学)比治山学園  | 比治山大学短期大学部附属幼稚園 | 東区牛田新町四丁目 1 番 1 号   | 幼稚園         |
| (学)梅の木学園  | 山田幼稚園           | 西区山田新町一丁目 6 番 2 号   | 幼稚園         |

確認年月日 令和5年4月1日

広島市告示第172号

令和5年4月1日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の確認をしましたので、同法第53条第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者の名称 | 事業所の名称  | 事業所の所在地        | 事業の種類          |
|--------|---------|----------------|----------------|
| (福)正仁会 | はなまる保育園 | 安佐北区亀山三丁目4番12号 | 事業所内保育事業（小規模型） |

確認年月日 令和5年4月1日

広島市告示第173号

令和5年4月3日

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録すべき広島市内に所在する固定資産（土地、家屋及び償却資産）の令和5年度の価格等の全てを登録しました。

広島市長 松井一實

広島市告示第174号

令和5年4月3日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市工業技術センターの使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市西区草津新町一丁目21番35号

公益財団法人広島市産業振興センター

代表者 理事長 行廣 真明

2 委託期間

令和5年4月3日から令和6年3月31日まで

広島市告示第175号

令和5年4月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年4月1日

広島市長 松井一實

| 事業者                     | 事業所            |                               | サービスの種類                      |
|-------------------------|----------------|-------------------------------|------------------------------|
|                         | 名称             | 所在地                           |                              |
| トパーズ株式会社                | 訪問介護事業所マイカ     | 広島市中区東白鳥町10番17-201号           | 訪問介護                         |
| ぶどうの木株式会社               | よりそう心介護ステーション  | 広島市中区加古町14番8号                 | 訪問介護                         |
| 株式会社ニックス                | ニックス西訪問介護事業所   | 広島市西区小内町一丁目4番13号              | 訪問介護                         |
| シューベルブリアン株式会社           | 訪問介護事業所そわか     | 広島市西区古江新町8番14号光ビル1F           | 訪問介護                         |
| 株式会社 Zartheit. NUKUMORI | 訪問看護ステーションぬくもり | 広島市中区大手町一丁目7番21-301号          | 訪問看護及び介護予防訪問看護               |
| 株式会社びゃくえ                | 訪問看護ステーションみのあか | 広島市東区温品五丁目2番27号温品ビル207        | 訪問看護及び介護予防訪問看護               |
| 合同会社リアン                 | リアン訪問看護ステーション  | 広島市西区古江東町18番51号セジュールなごみA201号室 | 訪問看護及び介護予防訪問看護               |
| 医療法人和同会                 | 広島シーサイド病院介護医療院 | 広島市南区元宇品町26番20号               | 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション |
| 株式会社カクタスケア              | デイサロンさほてん      | 広島市中区千田町三丁目1番9号パトロンハウス101号室   | 通所介護                         |
| シューベルブリアン株式会社           | ショートステイそわか若葉台  | 広島市安佐南区伴北七丁目32番35号            | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護       |
| シューベルブリアン株式会社           | ショートステイそわか可部   | 広島市安佐北区亀山一丁目6番7号              | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護       |
| あなぶきメデイカルケア株式会社         | アルファリビング広島古江駅前 | 広島市西区古江新町1番3号                 | 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 株式会社ひなた                 | 福祉用具ステーションひなた  | 広島市中区光南二丁目3番45号               | 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与           |
| 株式会社ひなた                 | 福祉用具ステーションひなた  | 広島市中区光南二丁目3番45号               | 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売       |

広島市告示第176号

令和5年4月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3

第 1 項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

指定年月日 令和 5 年 4 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者<br>名称     | 事業所            |                                      | サービスの種類                |
|---------------|----------------|--------------------------------------|------------------------|
|               | 名称             | 所在地                                  |                        |
| ぶどうの木株式会社     | よりそう心介護ステーション  | 広島市中区加古町 1 4 番 8 号                   | 訪問介護サービス               |
| 株式会社ニックス      | ニックス西訪問介護事業所   | 広島市西区小河内町一丁目 4 番 1 3 号               | 訪問介護サービス               |
| シューベルブリアン株式会社 | 訪問介護事業所そわか     | 広島市西区古江新町 8 番 1 4 号光ビル 1 F           | 訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス |
| 株式会社カクタケア     | デイサロンさぼてん      | 広島市中区千田町三丁目 1 番 9 号パートナーハウス 1 0 1 号室 | 1 日型デイサービス             |
| 株式会社学研ココファン   | デイサービスココファン廿日市 | 広島県廿日市市地御前一丁目 3 番 2 8 号              | 1 日型デイサービス             |

広島市告示第 1 7 7 号

令和 5 年 4 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 8 5 条第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 5 年 4 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者<br>名称        | 事業所            |                                 | サービスの種類 |
|------------------|----------------|---------------------------------|---------|
|                  | 名称             | 所在地                             |         |
| トバース株式会社         | マイカ居宅介護支援事業所   | 広島市中区東白鳥町 1 0 番 1 7 - 2 0 1 号   | 居宅介護支援  |
| 株式会社クリエイト        | ケアプランセンターカシス   | 広島市東区温品四丁目 1 3 番 1 4 号 2 0 5 号室 | 居宅介護支援  |
| 株式会社ニックス         | ニックス西居宅介護支援事業所 | 広島市西区小河内町一丁目 4 番 1 3 号          | 居宅介護支援  |
| T K B マネジメント合同会社 | きありの居宅介護支援事業所  | 広島市西区古江東町 1 9 番 1 9 - 1 0 5 号   | 居宅介護支援  |

広島市告示第 1 7 8 号

令和 5 年 4 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 0 7 条第 1 項の規定により、次に掲げる施設を介護医療院として開設を許可したので、同法第 1 1 4 条の 7 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 5 年 4 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者<br>名称  | 事業所             |                        | サービスの種類 |
|------------|-----------------|------------------------|---------|
|            | 名称              | 所在地                    |         |
| 医療法人社団アイオワ | 戸坂外科医院<br>介護医療院 | 広島市東区戸坂千足二丁目 5 番 1 6 号 | 介護医療院   |

広島市告示第 1 7 9 号

令和 5 年 4 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項及び第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号又は第 1 1 5 条の 2 0 第 1 号の規定により告示します。

指定年月日 令和 5 年 4 月 1 日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者<br>名称      | 事業所           |                          | サービスの種類                        |
|----------------|---------------|--------------------------|--------------------------------|
|                | 名称            | 所在地                      |                                |
| 株式会社シーフォークリエイツ | グループホーム深川山ぼうし | 広島市安佐北区深川五丁目 3 9 番 2 0 号 | 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 株式会社ニックス       | グループホーム住マイル三筋 | 広島市佐伯区三筋二丁目 5 番 1 7 号    | 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 |

広島市告示第 1 8 0 号

令和 5 年 4 月 3 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 新国際ビル 4 階  
弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員 菅野 晴隆
- 2 委託した期間  
契約締結日から令和 6 年 3 月 3 1 日

広島市告示第 1 8 1 号

令和5年4月3日  
 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

| 名称            | 所在地                | 適応災害       |
|---------------|--------------------|------------|
| 広島なぎさ中学校・高等学校 | 広島市佐伯区海老山南一丁目13-10 | 土砂災害、洪水、高潮 |

広島市告示第182号

令和5年4月3日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

| 名称         | 所在地             | 取り消した適応災害 |
|------------|-----------------|-----------|
| 広島競輪場      | 広島市南区字品海岸三丁目6   | 地震、大火     |
| 似島臨海少年自然の家 | 広島市南区似島町字東大谷182 | 高潮、洪水     |

広島市告示第183号

令和5年4月3日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大芝公園ゴーカート使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 委託を受けた者  
 所在地 広島市中区大手町五丁目3番12号  
 名称 株式会社第一ビルサービス  
 代表者 代表取締役 杉川 聡
- 委託した期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第184号

令和5年4月4日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第185号

令和5年4月4日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第186号

令和5年4月4日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称  
 広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター
- 変更事項及び変更内容

| 変更事項           | 変更内容             |                   |
|----------------|------------------|-------------------|
|                | 変更前              | 変更後               |
| 地域包括支援センターの所在地 | 広島市安佐南区伴中央二丁目5-6 | 広島市安佐南区伴中央二丁目5-12 |

- 変更の期日

令和5年4月12日

広島市告示第187号

令和5年4月4日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市留学生会館の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長 松井一實

- 委託を受けた者  
 広島市南区松川町5番9号  
 株式会社オオケン  
 代表者 代表取締役 大中 幹夫
- 委託期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第188号

令和 5 年 4 月 7 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称                | 所在地                              | 指定年月日          | 指定有効期限           |
|-------------------|----------------------------------|----------------|------------------|
| 紙屋町やなせ皮ふ科クリニック    | 広島市中区紙屋町二丁目 3-20 ソシオスクエア紙屋町ビル 3F | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 11 年 3 月 31 日 |
| はまわき訪問看護ステーション    | 広島市中区大手町四丁目 6-6                  | 令和 5 年 3 月 1 日 | 令和 11 年 2 月 28 日 |
| 回生医院リハビリ整形外科      | 広島市東区光町一丁目 9-16                  | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 11 年 3 月 31 日 |
| ホワイト歯科往診クリニック     | 広島市南区東雲本町一丁目 12-24 1F            | 令和 5 年 3 月 1 日 | 令和 11 年 2 月 28 日 |
| あおぞら薬局 庚午店        | 広島市西区庚午北二丁目 8-15-102             | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 11 年 3 月 31 日 |
| わかば皮ふ形成クリニック      | 広島市安佐南区祇園三丁目 7-2 3階              | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 11 年 3 月 31 日 |
| こころ心療内科・カウンセリング医院 | 広島市安佐南区伴南一丁目 5-18-8-402          | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 11 年 3 月 31 日 |
| ミント薬局 下祇園店        | 広島市安佐南区祇園三丁目 7-2 1階              | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 11 年 3 月 31 日 |
| 安佐医師会病院           | 広島市安佐北区可部南二丁目 1-38               | 令和 5 年 4 月 1 日 | 令和 11 年 3 月 31 日 |
| ほしそら訪問看護          | 広島市佐伯区利松一丁目 1-7-304              | 令和 5 年 3 月 1 日 | 令和 11 年 2 月 28 日 |

広島市告示第 189 号

令和 5 年 4 月 7 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第 190 号

令和 5 年 4 月 7 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、健康福祉局保健部食品保健課出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委任を受けた分任出納員  
別紙のとおり
- 委任させた事務  
健康福祉局保健部の分室において取り扱う次に掲げる事務  
(1) 広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納  
(2) 広島市衛生関係手数料条例（平成 12 年広島市条例第 22 号）第 2 条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納  
(3) 広島市化製場等に関する条例（昭和 59 年広島市条例第 4 号）第 3 条に規定する手数料の収納  
(4) 食品衛生責任者資格証の実費の収納

- 委任年月日  
令和 5 年 4 月 1 日
  - 委任期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 別紙 略

広島市告示第 191 号

令和 5 年 4 月 7 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委任を受けた分任出納員  
井口連絡所  
主査 杉本 千明 主事 古谷 幸大  
主事 曾根川 紗織 主事 西本 有希  
主事 新川 紘己 主事 小田川 優希  
主事 谷本 理沙 主事 増田 徹  
主事 萩野 隼人 主事 新庄 猛

- 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 委任年月日  
令和 5 年 4 月 1 日
- 委任期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで



広島市告示第192号

令和5年4月7日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
株式会社トラストバンク  
代表取締役 川村 憲一

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第193号

令和5年4月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、企画総務局公文書館出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた分任出納員

企画総務局東京事務所  
次長 田本 理

2 委任させた事務

刊行物の売払代金の収納（東京事務所において扱うものに限る。）

3 委任年月日

令和5年4月1日

4 委任期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第194号

令和5年4月11日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島平和記念資料館の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区中島町1番2号  
公益財団法人広島平和文化センター  
理事長 香川 剛廣

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示第195号

令和5年4月11日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第196号

令和5年4月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市佐伯区五日市町大字石内字吹ヶ口の6613番14及び6614番1

2 開発面積

228.51㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市佐伯区利松三丁目30番36-103号  
森川 聡・森川 紫織

4 検査済証交付年月日

令和5年4月14日

広島市告示第197号

令和5年4月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第198号

令和5年4月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 供用を開始する年月日

令和5年4月20日

- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                   | 排水施設の方式 |
|-----------|-----------|-------------------|---------|
|           | 区名        | 町名                |         |
| 汚水及び雨水を排除 | 安佐南区      | 東原二丁目の一部          | 分流      |
|           | 佐伯区       | 五日市中央二丁目の一部       |         |
| 汚水を排除     | 安佐南区      | 上安六丁目の一部          |         |
|           | 安佐北区      | 口田南七丁目及び可部一丁目の各一部 |         |
|           | 安芸区       | 中野四丁目及び畑賀二丁目の各一部  |         |
|           | 佐伯区       | 五日市町大字石内の一部       |         |

広島市告示第199号

令和5年4月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
令和5年4月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称別紙のとおり。  
(別紙)

| 下水を処理する区域 |                        | 終末処理場の位置及び名称                            |
|-----------|------------------------|-----------------------------------------|
| 区名        | 町名                     |                                         |
| 安佐南区      | 上安六丁目及び東原二丁目の各一部       | 位置：広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：広島市西部水資源再生センター   |
| 安佐北区      | 口田南七丁目及び可部一丁目の各一部      |                                         |
| 佐伯区       | 五日市町大字石内及び五日市中央二丁目の各一部 |                                         |
| 安芸区       | 中野四丁目及び畑賀二丁目の各一部       | 位置：広島市南区向洋沖町1番1号<br>名称：太田川流域下水道東部浄化センター |

広島市告示第200号

令和5年4月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
令和5年4月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称    |
|-----------------|--------------|
| 安佐南区沼田町大字阿戸の一部  | 戸山農業集落排水処理施設 |

広島市告示第201号

令和5年4月20日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 休止する駐車場及び期間

| 駐車場名          | 区画数 | 休止する期間                     |
|---------------|-----|----------------------------|
| 広島市市営大手町第一駐車場 | 7区画 | 令和5年4月21日（金）午前9時から同日午後1時まで |

- 2 休止する理由

中区建設部維持管理課が行う市営大手町第一駐車場周辺の樹木を伐採する工事の実施にあたって、当該駐車場の利用を制限することにより、倒木等による利用者への危険を回避するため。

広島市告示第202号

令和5年4月20日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に基づき指定緊急避難所を指定したので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

| 名称    | 所在地              | 適応災害       |
|-------|------------------|------------|
| ラクア緑井 | 広島市安佐南区緑井五丁目22-1 | 土砂災害、洪水、高潮 |

広島市告示第203号

令和5年4月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第204号

令和5年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第205号

令和5年4月27日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり。
  - 2 変更期間  
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
  - 3 変更理由  
浴槽・風呂釜設置等
- 別紙 略

広島市告示第206号

令和5年4月27日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐北区小河原町字片山1078番1、1078番3、1079番、1082番1、1082番3、1083番1、1083番3、1083番6、1083番7、1093番1、1094番3の一部及び1094番7
- 2 開発面積  
3,880.83㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区東白鳥町17番18号  
矢神興産株式会社  
代表取締役 中森 律美
- 4 検査済証交付年月日  
令和5年4月27日

広島市告示第207号

令和5年4月27日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43

年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市東区福田六丁目の2022番2、2031番1、2063番6、2063番18並びに2031番地先の水路及び2022番2地先の里道
- 2 開発面積  
2,977.22㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区井口明神1丁目1番10号  
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本  
代表取締役 村上 正一
- 4 検査済証交付年月日  
令和5年4月27日

広島市告示第208号

令和5年4月28日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第209号

令和5年4月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第210号

令和5年4月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示（中区）第29号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市吉島老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号  
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団  
代表者 代表理事 田嶋 羊子

2 委託する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示（中区）第 3 0 号

令 和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

課長補佐（事）戸籍係長 五百蔵 一博

主 査 河本 英孝

主 査 村岡 恭子

主 事 宮西 旭美

主 事 上田 早紀

主 事 久保 健司

主 事 中島 桜子

2 委任させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）

3 委任年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示（中区）第 3 1 号

令 和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 松尾 寿美

日直員 河野 紘二

日直員 森本 久仁子

日直員 福原 泰徳

2 委任させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）

3 委任年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示（中区）第 3 2 号

令 和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（市役所サービス・コーナー）

所長 長尾 三男 ほか 7 名 別紙のとおり。

別紙 略

2 委任させた事務

- (1) 戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書並びに印鑑登録証明書の手数料の収納
- (2) 徴収金に係る諸証明書の手数料の収納

3 委任年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示（中区）第 3 3 号

令 和 5 年 4 月 7 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和 5 年 3 月 3 1 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

記

別表のとおり

以上

別表 略

広島市告示（中区）第 3 4 号

令 和 5 年 4 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管した

ので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第35号**

令和5年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第36号**

令和5年4月21日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第37号**

令和5年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第38号**

令和5年4月27日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第39号**

令和5年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（東区）第23号**

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市温品福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町5番5号

シンコースポーツ中国株式会社

代表取締役 石崎 健太

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第24号**

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市東区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区松原町5番1号

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会

代表者 会長 永野 正雄

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第25号**

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市戸坂福祉センターの使用料の取

納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区基町 5 番 4 4 号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表取締役 戸林 英行
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

~~~~~

広島市告示 (東区) 第 26 号  
令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、広島市中山福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区基町 5 番 4 4 号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表取締役 戸林 英行
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

~~~~~

広島市告示 (東区) 第 27 号  
令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、新牛田公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号  
株式会社第一ビルサービス  
代表取締役 杉川 聡
- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

~~~~~

広島市告示 (東区) 第 28 号  
令和 5 年 4 月 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示 (東区) 第 29 号  
令和 5 年 4 月 5 日

戸坂駅自転車等駐車場、戸坂千足自転車等駐車場、戸坂下千足自転車等駐車場及び天神川駅北第三自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和 5 年 3 月 31 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~

広島市告示 (東区) 第 30 号  
令和 5 年 4 月 11 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 10 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示 (東区) 第 31 号  
令和 5 年 4 月 12 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 60 年広島市条例第 98 号) 第 11 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示 (東区) 第 32 号  
令和 5 年 4 月 26 日

矢賀駅自転車等駐車場及び天神川駅北自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和 5 年 4 月 24 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

~~~~~

広島市告示 (東区) 第 33 号  
令和 5 年 4 月 26 日

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務

の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示  
します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

課長補佐 土谷 澄江 主 査 田中 知文  
主 事 煙石 哲士 主 事 松村 大翼  
係 長 桜井 加代 主 査 角 龍彦  
主 査 藤本 佳彦

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

令和5年4月1日

4 委任期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



広島市告示（東区）第34号

令和5年4月26日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4  
第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務  
の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示  
します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 竹内 昌子 日直員 和田 和代  
日直員 和高 百貴代 日直員 村上 俊明

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

令和5年4月1日

4 委任期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



広島市告示（東区）第35号

令和5年4月26日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4  
第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務  
の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示  
します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（戸坂連絡所）

課長補佐 野崎 時生 主 事 小林 豊尚

主 事 堀 真治 主 事 沖谷 拳斗  
主 事 石井 麻由佳 主 事 赤松 麻衣子  
主 事 小幡 安寿佳 主 事 晃 直子  
主事（シニア） 表崎 修

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに  
限る。）の収納

3 委任年月日

令和5年4月1日

4 委任期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



広島市告示（東区）第36号

令和5年4月26日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4  
第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務  
の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示  
します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（戸坂連絡所）

主任 繁本 直子  
主任 平本 静江

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに  
限る。）の収納

3 委任年月日

令和5年4月1日

4 委任期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



広島市告示（南区）第37号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
項の規定に基づき、広島市南区地域福祉センターの使用料の収納  
事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示  
します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

所在地 広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉セン  
ター内

名 称 社会福祉法人広島市社会福祉協議会

代表者 会長 永野 正雄

2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（南区）第 38 号**  
 令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市出島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
 所在地 広島市中区基町 5 番 4 4 号  
 名 称 三栄パブリックサービス株式会社  
 代表者 代表取締役 戸林 英行
- 2 委託した期間  
 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

~~~~~

**広島市告示（南区）第 39 号**  
 令和 5 年 4 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~

**広島市告示（南区）第 40 号**  
 令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市宇品老人いきいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
 所在地 広島市南区宇品海岸二丁目 5 番 5 号  
 名 称 特定非営利活動法人環境保全創生委員会  
 代表者 理事長 中原 健治
- 2 委託期間  
 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

~~~~~

**広島市告示（南区）第 41 号**  
 令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市東雲老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
 所在地 大阪市中央区森ノ宮中央一丁目 7 番 12 号

名 称 テルウェル西日本株式会社  
 代表者 代表取締役社長 山田 邦裕

- 2 委託期間  
 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

~~~~~

**広島市告示（南区）第 42 号**  
 令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受けた区分日出納員  
 南区役所市民部区政調整課（青崎連絡所）  

主 任 信部 佳代子	主 事 三登 えりか
主 任 岩本 登志子	主 事 松浦 良
課長補佐 松島 靖	主 事 土橋 佳歩
主 査 矢野 宏明	主 事 田中 瑠星
主 査 佐々木 慧	主 事 渡邊 和古
主 事 細川 尚吾	
- 2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条第 1 号、第 3 号、第 9 号、第 10 号、第 14 号及び第 16 号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日  
 令和 5 年 4 月 1 日
- 4 委任期間  
 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

~~~~~

**広島市告示（南区）第 43 号**  
 令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受けた区分日出納員  
 南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）  

|           |            |
|-----------|------------|
| 日直員 矢野 秀樹 | 課長補佐 野崎 淳子 |
| 日直員 八倉 淑恵 | 主 査 渡辺 明美  |
| 日直員 星島 環  | 主 事 柞磨 慎吾  |
| 日直員 渡辺 美幸 | 主 事 塩出 直己  |
|           | 主 事 藤川 薫   |
- 2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条第 9 号、第 14 号及び第 16 号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）



- 3 委任年月日  
令和5年4月1日
- 4 委任期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（南区）第44号**  
 令和5年4月7日  
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第45号**  
 令和5年4月10日  
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第46号**  
 令和5年4月12日  
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第47号**  
 令和5年4月14日  
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第48号**  
 令和5年4月17日  
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第49号**  
 令和5年4月19日  
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第50号**  
 令和5年4月26日  
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第51号**  
 令和5年4月27日  
 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第52号**  
 令和5年4月28日  
 道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、令和5年4月28日から同年5月12日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南2区9号線	南区堀越二丁目317番地15地先から 南区堀越一丁目315番地15地先まで	旧	メートル 17.10 ～ 17.10	メートル 9.90
			新	メートル 17.10 ～ 19.20	メートル 9.90

~~~~~  
**広島市告示（南区）第53号**  
 令和5年4月28日  
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、令和5年4月28日から同年5月12日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間       | 供用開始の期日 |
|-------|-----|--------------|---------|
|       |     | 南区堀越二丁目330番地 |         |

|    |               |                                      |                     |
|----|---------------|--------------------------------------|---------------------|
| 市道 | 南 2 区<br>9 号線 | 1 地先から<br>南区堀越一丁目 3 1 3 番地<br>1 地先まで | 令和 5 年 4 月 2<br>8 日 |
|----|---------------|--------------------------------------|---------------------|

~~~~~

**広島市告示（西区）第 2 7 号**  
令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市草津老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

- 広島市長 松 井 一 實
- 1 委託を受けた者  
東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号  
池袋 I S P タマビル  
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団  
代表者 代表理事 田嶋 羊子
  - 2 委託する期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

**広島市告示（西区）第 2 8 号**  
令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市南観音老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

- 広島市長 松 井 一 實
- 1 委託を受けた者  
広島市中区基町 5 番 4 4 号（広島商工会議所ビル内）  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 戸林 英行
  - 2 委託する期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

**広島市告示（西区）第 2 9 号**  
令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、竜王公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

- 広島市長 松 井 一 實
- 1 委託を受けた者  
広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号  
株式会社第一ビルサービス  
代表取締役 杉川 聡
  - 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

**広島市告示（西区）第 3 0 号**  
令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、西部埋立第五公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

- 広島市長 松 井 一 實
- 1 委託を受けた者  
広島市南区松川町 5 番 9 号  
株式会社オオケン  
代表取締役 大中 幹夫
  - 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

**広島市告示（西区）第 3 1 号**  
令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、西区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

- 広島市長 松 井 一 實
- 1 委任を受けた区分任出納員  
西区役所市民部市民課（井口連絡所）  
主任 西村 有紀子      主任 藤井 洋子  
主査 杉本 千明      主事 古谷 幸大  
主事 曾根川 紗織      主事 西本 有希  
主事 新川 紘己      主事 小田川 優希  
主事 谷本 理沙      主事 増田 徹  
主事 荻野 隼人      主事 新庄 猛

- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例（昭和 3 2 年広島市条例第 2 0 号）第 2 条に規定する手数料（連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 3 委任年月日  
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 委任期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

**広島市告示（西区）第 3 2 号**  
令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき、西区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

- 広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
 西区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）  
 課長補佐 森下 直明 主事（シニア） 因 由美  
 主事 内藤 莉絵 主事 蓮見 千咲  
 主事 兼頭 直紀 主事 上野 絵理奈
- 2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日  
 令和5年4月1日
- 4 委任期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示（西区）第33号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、西区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
 西区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）  
 日直員 川本 順子 日直員 藤原 智之  
 日直員 山下 昌子 日直員 湯浅 良子
- 2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日  
 令和5年4月1日
- 4 委任期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示（西区）第34号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西区地域福祉センターの使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者  
 広島市南区松原町5番1号  
 社会福祉法人 広島市社会福祉協議会  
 代表者 会長 永野 正雄
- 2 委託する期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示（西区）第35号

令和5年4月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、令和5年4月6日から同月20日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日  |
|-------|---------|----------------------------------------|----------|
| 市道    | 西2区49号線 | 西区福島町二丁目23番地5地先から<br>西区福島町二丁目23番地1地先まで | 令和5年4月6日 |

広島市告示（西区）第36号

令和5年4月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、令和5年4月6日から同月20日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                                  | 供用開始の期日  |
|-------|---------|-----------------------------------------|----------|
| 市道    | 西2区51号線 | 西区福島町二丁目32番地5地先から<br>西区福島町二丁目32番地11地先まで | 令和5年4月6日 |

広島市告示（西区）第37号

令和5年4月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、令和5年4月6日から同月20日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日  |
|-------|---------|----------------------------------------|----------|
| 市道    | 西2区63号線 | 西区福島町二丁目31番地地先から<br>西区福島町二丁目32番地11地先まで | 令和5年4月6日 |

広島市告示（西区）第38号

令和5年4月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、令和5年4月7日から同月21日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名                  | 変更区間                                                     | 旧新別 | 敷地の幅員                    | 敷地の延長        |
|-------|----------------------|----------------------------------------------------------|-----|--------------------------|--------------|
| 市道    | 西 3 区<br>1 7 7<br>号線 | 西区己斐上二丁目 2 7 7 0 番地 1 地先から<br>西区己斐上二丁目 2 8 3 9 番地 1 地先まで | 旧   | メートル<br>5.0<br>～<br>6.5  | メートル<br>76.8 |
|       |                      |                                                          | 新   | メートル<br>5.0<br>～<br>11.6 | メートル<br>76.8 |

広島市告示 (西区) 第 3 9 号

令和 5 年 4 月 7 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 4 月 7 日から同月 2 1 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名                  | 供用開始区間                                                   | 供用開始の期日        |
|-------|----------------------|----------------------------------------------------------|----------------|
| 市道    | 西 3 区<br>1 7 7<br>号線 | 西区己斐上二丁目 2 7 7 0 番地 1 地先から<br>西区己斐上二丁目 2 8 3 9 番地 1 地先まで | 令和 5 年 4 月 7 日 |

広島市告示 (西区) 第 4 0 号

令和 5 年 4 月 7 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 4 月 7 日から同月 2 1 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名             | 変更区間                                                   | 旧新別 | 敷地の幅員                   | 敷地の延長        |
|-------|-----------------|--------------------------------------------------------|-----|-------------------------|--------------|
| 市道    | 西 4 区<br>9 2 号線 | 西区田方二丁目 1 9 0 2 番地 1 地先から<br>西区田方二丁目 1 9 0 2 番地 1 地先まで | 旧   | メートル<br>2.5<br>～<br>4.6 | メートル<br>25.0 |
|       |                 |                                                        | 新   | メートル<br>3.3<br>～<br>4.6 | メートル<br>25.0 |

広島市告示 (西区) 第 4 1 号

令和 5 年 4 月 7 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 4 月 7 日から同月 2 1 日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名             | 供用開始区間                                                 | 供用開始の期日        |
|-------|-----------------|--------------------------------------------------------|----------------|
| 市道    | 西 4 区<br>9 2 号線 | 西区田方二丁目 1 9 0 2 番地 1 地先から<br>西区田方二丁目 1 9 0 2 番地 1 地先まで | 令和 5 年 4 月 7 日 |

広島市告示 (西区) 第 4 2 号

令和 5 年 4 月 1 0 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 4 3 号

令和 5 年 4 月 1 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 4 4 号

令和 5 年 4 月 1 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別表 略

広島市告示 (西区) 第 4 5 号

令和 5 年 4 月 1 7 日

建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 8 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について下記のとおり認定しましたので、同条第 6 項の規定に基づき告示します。

この関係図書は、西区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

- 1 対象区域の位置 広島市西区福島町一丁目の13番2、13番7及び13番8
- 2 認定番号 第R05認定通知広島市建40001号
- 3 認定年月日 令和5年4月17日

広島市告示(西区)第46号

令和5年4月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第47号

令和5年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(安佐南区)第34号

令和5年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市佐東老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者
  - 所在地 広島市中区大手町五丁目3番12号
  - 名称 株式会社第一ビルサービス
  - 代表者 代表取締役 杉川 聡
- 2 委託する期間
  - 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第35号

令和5年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市沼田老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者

所在地 広島市安佐南区伴東七丁目64番8号  
 名称 伴学区社会福祉協議会  
 代表者 会長 伴 晴英

- 2 委託する期間
  - 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第36号

令和5年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市伴福祉センターの使用料及びイベント広場照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者
  - 所在地 広島市中区基町5番44号
  - 名称 三栄パブリックサービス株式会社
  - 代表者 代表取締役 戸林 英行
- 2 委託した期間
  - 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第37号

令和5年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者
  - 所在地 広島市南区松原町5番1号
  - 名称 社会福祉法人広島市社会福祉協議会
  - 代表者 会長 永野 正雄
- 2 委託した期間
  - 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第38号

令和5年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者
  - 所在地 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号
  - 名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ
  - 代表者 代表理事 田嶋 羊子
- 2 委託した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第39号

令和5年4月10日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年3月9日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した若葉台町内会(旧代表者 岩田 賢治)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

氏名 二岡 崇弘

住所 広島市安佐南区伴北七丁目60番3号

広島市告示(安佐南区)第40号

令和5年4月10日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、令和3年10月15日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したグリーンヒル大原町内会(旧代表者 西村 寿高)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

氏名 黒瀬 直美

住所 広島市安佐南区伴東七丁目45番4号

2 事務所の所在地

広島市安佐南区伴東七丁目45番4号

広島市告示(安佐南区)第41号

令和5年4月14日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 指定番号 第1号

2 指定年月日 令和5年4月14日

3 道路の位置 広島市安佐南区西原三丁目1654番1の一部及び1654番1地先

4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 27.60メートル

広島市告示(安佐南区)第42号

令和5年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分出納員

安佐南区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

橋本 佳和

岩佐 淑佳

山崎 麻由子

下谷 久美

藤井 三郎

沖井 俊恭

内田 靖

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年 広島市条例第20号)第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納(区役所時間外窓口の収納に限る。)

3 委任期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第43号

令和5年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 解除を受けた区分出納員の設置場所

安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所

2 解除を受けた区分出納員

安佐南区役所市民部沼田出張所 主査 西崎 直美

安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所 連絡所主任 竹原 華子

3 解除させた事務

広島市会計規則(昭和43年広島市規則第23号)第85条第1項中別表第3の出張所長が行う収納事務

4 解除年月日

令和5年3月31日

広島市告示(安佐南区)第44号

令和5年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員の設置場所  
安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所
- 2 委任を受けた区分任出納員  
安佐南区役所市民部沼田出張所 主事 井口 桃子  
安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所 連絡所主任 吉岡 実津子
- 3 委任させた事務  
広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）第85条第1項中別表第3の出張所長が行う収納事務
- 4 委任年月日  
令和5年4月1日

広島市告示（安佐南区）第45号

令和5年4月17日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所農林建設部建築課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 解除を受けた区分任出納員  
安佐南区役所農林建設部建築課  
主査 龍井 豊和  
主事 垣内 慎吾
- 3 解除させた事務  
市営住宅使用料の収納事務
- 4 解除年月日  
令和5年3月31日

広島市告示（安佐南区）第46号

令和5年4月17日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所農林建設部建築課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
安佐南区役所農林建設部建築課  
主幹 龍井 豊和  
主査 吉田 英樹
- 2 委任させた事務  
市営住宅使用料の収納事務
- 3 委任年月日  
令和5年4月1日

広島市告示（安佐南区）第47号

令和5年4月19日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年4月19日から同年5月8日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                   | 新旧別 | 幅員(m)     | 延長(m) |
|-------|-----------|----------------------------------------|-----|-----------|-------|
| 市道    | 安佐南1区86号線 | 安佐南区八木町5732番地1地先から安佐南区八木六丁目5728番地1地先まで | 旧   | 3.00～4.00 | 80.90 |
|       |           |                                        | 新   | 3.00～8.60 | 80.90 |

広島市告示（安佐南区）第48号

令和5年4月19日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年4月19日から同年5月8日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|----------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐南1区86号線 | 安佐南区八木町5732番地1地先から安佐南区八木六丁目5728番地1地先まで | 令和5年4月19日 |

広島市告示（安佐南区）第49号

令和5年4月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和5年4月19日から同年5月8日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等  | 所在（起点及び終点）                                    |
|----|-------|-----------------------------------------------|
| 林道 | 下向線林道 | 安佐南区沼田町大字伴字上田7895番地から安佐南区沼田町大字伴字大迫8041番地 地先まで |

広島市告示（安佐南区）第50号

令和5年4月20日

長期間駐車されていた自転車等については、令和5年4月14

日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第 5 1 号

令 和 5 年 4 月 2 8 日

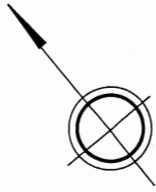
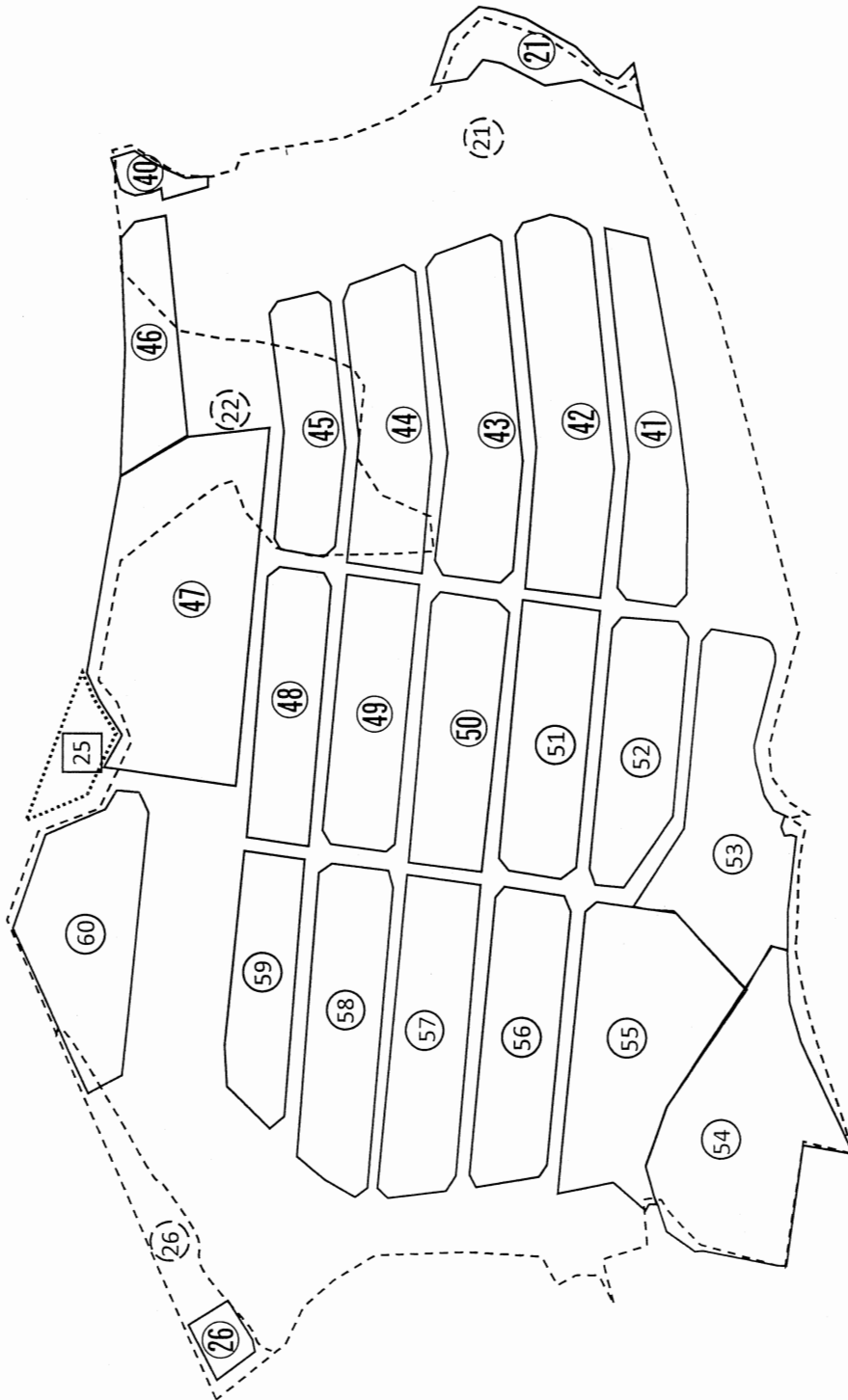
次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更する区域  
安佐南区大塚西一丁目の街区の一部
- 2 変更の内容  
2 1 番街区の一部、2 6 番街区の一部及び 2 2 番街区を廃止し、4 0 番街区から 6 0 番街区を設定する。（別図参照）
- 3 変更年月日  
令和 5 年 5 月 1 日



大塚西一丁目



凡 例	
.....	街 区 界
---	廃 止 街 区 界
—	新 街 区 界
□ 1	街 区 符 号
⓪	廃 止 街 区 符 号
Ⓛ	款 定 街 区 符 号

広島市告示（安佐南区）第 52 号

令和 5 年 4 月 28 日

長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 4 月 24 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示（安佐北区）第 21 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市安佐北区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区松原町 5 番 1 号  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会  
代表者 会長 永野 正雄

2 委託する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示（安佐北区）第 22 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市筒瀬福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区基町 5 番 4 4 号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 戸林 英行

2 委託する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示（安佐北区）第 23 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市可部福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号

株式会社第一ビルサービス

代表者 代表取締役 杉川 聡

2 委託する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示（安佐北区）第 24 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 区分任出納員設置箇所

安佐北区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

2 委任を受けた区分任出納員

課長補佐 門司 仁美  
主 査 田尾 倫子  
主 事 松井 志織  
日直員 岸 芳江  
日直員 大藤 令子  
日直員 浜田 明子  
日直員 岡野 敏明

3 委任させた事務

広島市証明等手数料条例第 2 条第 9 号、第 14 号及び第 16 号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）

4 引継ぎの方法

翌日（区役所の閉庁日の場合、最も近い開庁日）までに引き継ぐ。

5 委任期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

広島市告示（安佐北区）第 25 号

令和 5 年 4 月 21 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、令和 5 年 4 月 21 日から同年 5 月 8 日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）	経過点
里道	旧	安佐北区 3 区 F 3 - T 東山 - 1 0 0 - 1 号里道	可部町大字上原字東山 6 9 8 番地先から同所 6 9 7 番地先まで	

新	安佐北3区 F3-T東 山-100 -1号里道	可部町大字上原字東山 10698番地先から 同所10697番1地 先まで	深川町字 上山大倉 谷西平5 42番9
---	----------------------------------	---	------------------------------

広島市告示（安佐北区）第26号

令和5年4月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第21項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋三区町内会（代表者 坂本 敏治）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入七丁目2番19号	広島市安佐北区三入六丁目17番19号
代表者の氏名及び住所	坂本 敏治 広島市安佐北区三入七丁目2番19号	本田 貴志 広島市安佐北区三入六丁目17番19号

広島市告示（安佐北区）第27号

令和5年4月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第21項の規定に基づき、平成13年9月17日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した本郷下自治会（代表者 西本 正志）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
代表者の氏名及び住所	西本 正志 広島市安佐北区安佐町大字久地4837番地2	妙見 浩次 広島市安佐北区安佐町大字久地4959番地

広島市告示（安佐北区）第28号

令和5年4月25日

次のとおり市街化区域内の水路の指定を変更します。  
その関係図面は、令和5年4月25日から同年5月9日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	旧	K3-F3-X延光-14-15号水路	亀山一丁目878番地先から878番地先まで
	新	K3-F3-X延光-14-15号水路	亀山一丁目878番地先から878番地先まで

広島市告示（安芸区）第24号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安芸区地域福祉センター及び広島市阿戸福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受ける者

広島市南区松原町5番1号  
社会福祉法人 広島市社会福祉協議会  
代表者 会長 永野 正雄

2 委託する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第25号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受ける者

大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目7番12号  
テルウェル西日本株式会社  
代表取締役社長 山田 邦裕

2 委託する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第26号

令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市畑賀福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受ける者

広島市中区基町5番44号  
三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 戸林 英行

2 委託する期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（安芸区）第27号**  
令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受ける者  
広島市中区基町5番44号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 戸林 英行

2 委託する期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（安芸区）第28号**  
令和5年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘及び広島市矢野老人いこいの家清風荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者  
広島市南区松原町5番1号  
社会福祉法人 広島市社会福祉協議会  
代表者 会長 永野 正雄

2 委託した期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~

**広島市告示（安芸区）第29号**  
令和5年4月10日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。  
この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第1号
  - 2 指定年月日 令和5年4月10日
  - 3 道路の位置 広島市安芸区中野四丁目2410番11の一部
  - 4 幅員 5.00～7.50メートル
  - 5 延長 36.86メートル
- ~~~~~

**広島市告示（安芸区）第30号**  
令和5年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

**広島市告示（安芸区）第31号**  
令和5年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

**広島市告示（安芸区）第32号**  
令和5年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

**広島市告示（安芸区）第33号**  
令和5年4月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。  
この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第2号
  - 2 指定年月日 令和5年4月17日
  - 3 道路の位置 広島市安芸区中野二丁目の386番の一部及び390番1の一部
  - 4 幅員 4.50メートル
  - 5 延長 41.99メートル
- ~~~~~

**広島市告示（安芸区）第34号**  
令和5年4月17日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分出納員

安芸区役所市民部市民課 主任 増田 孝枝  
 (区役所時間外窓口) 主査 文元 万里子  
 主事 中谷 愛矢  
 主事 花木 直子  
 主事 山田 智春  
 主事 伊藤 風花  
 主事 川中 美奈

2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例 (昭和32年広島市条例第20号)  
 第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納  
 (区役所の時間外窓口の事務)

3 委任年月日  
 令和5年4月1日

4 委任期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示 (安芸区) 第35号**  
 令和5年4月17日

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第174条の4  
 4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員  
 安芸区役所市民部市民課 日直員 寺崎 明子  
 (区役所時間外窓口) 日直員 緒方 勇治  
 日直員 藤原 紀美恵  
 日直員 三登 登志子

2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例 (昭和32年広島市条例第20号)  
 第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納  
 (区役所の時間外窓口の事務)

3 委任年月日  
 令和5年4月1日

4 委任期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示 (安芸区) 第36号**  
 令和5年4月17日

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第174条の4  
 4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員  
 安芸区役所市民部中野出張所 主任 山中 裕子  
 (畑賀連絡所) 主事 重田 美恵子

主事 神田 理沙

2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例 (昭和32年広島市条例第20号)  
 第2条に規定する手数料 (連絡所の所管事務に係るものに限る) の収納

3 委任年月日  
 令和5年4月1日

4 委任期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示 (安芸区) 第37号**  
 令和5年4月17日

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第174条の4  
 4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員  
 安芸区役所市民部中野出張所 (畑賀連絡所)  
 主任 (会計年度任用職員) 岩根 雅代  
 主任 (会計年度任用職員) 内本 直美

2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例 (昭和32年広島市条例第20号)  
 第2条に規定する手数料 (連絡所の所管事務に係るものに限る) の収納

3 委任年月日  
 令和5年4月1日

4 委任期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示 (佐伯区) 第26号**  
 令和5年4月1日

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1  
 項の規定に基づき、佐伯運動公園照明点灯カード売払代金の使用  
 料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により  
 告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者  
 広島市中区基町5番44号  
 三栄パブリックサービス株式会社  
 代表取締役 戸林 英行

2 委託した期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示 (佐伯区) 第27号**  
 令和5年4月1日

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1

項の規定に基づき、広島市石内福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区基町 5 番 4 4 号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 戸林 英行

- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

広島市告示 (佐伯区) 第 2 8 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市佐伯区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市南区松原町 5 番 1 号  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会  
会長 永野 正雄

- 2 委託した期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

広島市告示 (佐伯区) 第 2 9 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市老人いこいの家中央荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市佐伯区五日市中央五丁目 1 3 番 2 2 号  
五日市中央地区社会福祉協議会  
代表者 会長 下川 真稔

- 2 委託する期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

広島市告示 (佐伯区) 第 3 0 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市老人いこいの家坪井荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市佐伯区坪井一丁目 2 8 番 1 1 号  
佐伯区観音社会福祉協議会  
代表者 会長 新谷 益三
- 2 委託する期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

広島市告示 (佐伯区) 第 3 1 号

令和 5 年 4 月 1 日

地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市老人いこいの家新宮山荘、広島市老人いこいの家窓山荘、広島市老人いこいの家さつき荘、広島市老人いこいの家八幡荘、広島市老人いこいの家倉重荘、広島市老人いこいの家五日市荘、広島市老人いこいの家楽々荘、広島市老人いこいの家美隅荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者  
広島市南区松原町 5 番 1 号  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会  
代表者 会長 永野 正雄
- 2 委託する期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

~~~~~

広島市告示 (佐伯区) 第 3 2 号

令和 5 年 4 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示 (佐伯区) 第 3 3 号

令和 5 年 4 月 1 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例 (昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号) 第 1 1 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示 (佐伯区) 第 3 4 号

令和 5 年 4 月 1 2 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年4月12日から同年4月26日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 変更区間                                              | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|----------|---------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 国道    | 一般国道433号 | 佐伯区湯来町大字伏谷字日ノ浦10895番地2地先から佐伯区湯来町大字伏谷字中山10896番地1まで | 旧   | メートル<br>6.7<br>～<br>19.3  | メートル<br>145.0 |
|       |          |                                                   | 新   | メートル<br>10.8<br>～<br>41.8 | メートル<br>140.0 |

広島市告示（佐伯区）第35号

令和5年4月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年4月12日から同年4月26日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始                                              | 供用開始の期日   |
|-------|----------|---------------------------------------------------|-----------|
| 国道    | 一般国道433号 | 佐伯区湯来町大字伏谷字日ノ浦10895番地2地先から佐伯区湯来町大字伏谷字中山10896番地1まで | 令和5年4月12日 |

広島市告示（佐伯区）第36号

令和5年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第37号

令和5年4月13日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和5年4月13日から同年4月27日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 種類 | 路線名等             | 所在（起点及び終点）                         |
|----|------------------|------------------------------------|
| 水路 | K3-H-133-3-28号水路 | 佐伯区八幡二丁目218番2地先から佐伯区八幡二丁目218番2地先まで |

広島市告示（佐伯区）第38号

令和5年4月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 指定番号 第1号
- 指定年月日 令和5年4月13日
- 道路の位置 広島市佐伯区八幡三丁目の1131番1の一部、1121番の一部、1122番の一部、1123番の一部及び1131番1地先市道（佐伯2区20号線）の一部
- 幅員及び延長 幅員 4.82～6.00メートル  
延長 77.25メートル

広島市告示（佐伯区）第39号

令和5年4月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第40号

令和5年4月21日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年4月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第41号

令和5年4月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年4月27日から令和5年5月11日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名        | 変更区間                                                   | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長         |
|-------|------------|--------------------------------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯1区386号線  | 佐伯区五日市町大字石内字船山8315番地地先から佐伯区五日市町大字石内境神6395番地3地先まで       | 旧   | メートル<br>10.40<br>～<br>20.80 | メートル<br>16.30 |
|       |            |                                                        | 新   | メートル<br>10.40<br>～<br>30.60 | メートル<br>16.30 |
| 県道    | 主要地方道広島湯来線 | 佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10475番地2地先から佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10475番地4地先まで | 旧   | メートル<br>4.30<br>～<br>9.90   | メートル<br>15.60 |
|       |            |                                                        | 新   | メートル<br>6.40<br>～<br>9.90   | メートル<br>15.60 |

広島市告示(佐伯区)第42号

令和5年4月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年4月27日から令和5年5月11日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名        | 供用開始                                                   | 供用開始の期日   |
|-------|------------|--------------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 佐伯1区386号線  | 佐伯区五日市町大字石内字船山8315番地地先から佐伯区五日市町大字石内境神6395番地3地先まで       | 令和5年4月27日 |
| 県道    | 主要地方道広島湯来線 | 佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10475番地2地先から佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10475番地4地先まで | 令和5年4月27日 |

広島市告示(佐伯区)第43号

令和5年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第44号

令和5年4月28日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分出納員

佐伯区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

- |         |        |     |       |
|---------|--------|-----|-------|
| 課長補佐    | 上原 ゆかり | 係長  | 増田 有美 |
| 主査      | 高野 紀子  | 主事  | 原田 直美 |
| 主事      | 中野 綾子  | 主事  | 大西 詩織 |
| 主事      | 位田 亜紀子 | 主事  | 高井 千帆 |
| 主事      | 春名 彩加  | 主事  | 村田 優騎 |
| 主事(シニア) | 梅田 芳彦  |     |       |
| 日直員     | 大江 真弓  | 日直員 | 椋山 真介 |
| 日直員     | 廣實 節子  | 日直員 | 角 静香  |

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

令和5年4月1日

4 委任期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第45号

令和5年4月28日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分出納員

佐伯区役所市民部市民課(五月が丘窓口連絡所及び美鈴が丘窓口連絡所)

- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 係長 | 増田 有美 | 主事 | 原田 直美  |
| 主事 | 大西 詩織 | 主事 | 位田 亜紀子 |
| 主事 | 高井 千帆 | 主事 | 村田 優騎  |



主 事（シニア） 梅田 芳彦  
 業務推進員 勝原 かおり  
 業務推進員 川上 真奈美

2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条に規定する手数料（窓口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の取納

3 委任年月日  
 令和5年4月1日

4 委任期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

広島市告示（佐伯区）第46号

令和5年4月28日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所湯来出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員  
 佐伯区役所市民部湯来出張所（砂谷連絡所）

主任 辻本 恵子  
 主任 田原 美鈴  
 主任 木元 幸  
 主査 砂木 和志  
 主事 今津 俊秀

2 委任させた事務  
 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条に規定する手数料（砂谷連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の取納

3 委任年月日  
 令和5年4月1日

4 委任期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



広島市中区告示第1号

令和5年4月19日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市中区長 薬師地 直 樹

（令和4年度の状況）

|        |         |             |        |
|--------|---------|-------------|--------|
| 申出者の氏名 | 利用目的の概要 | 閲覧に関わる住民の範囲 | 閲覧の年月日 |
|--------|---------|-------------|--------|

|                                                       |                                                                    |                                  |                   |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------|
| 株式会社 インテ<br>ー<br>ジリサーチ<br>代表取締役社長<br>小田切 俊夫           | 旅行・観光消費<br>動向調査（国土<br>交通省観光庁観<br>光戦略課観光統<br>計調査室実施）<br>の対象者抽出      | 吉島新町二丁<br>目<br>吉島新町一丁<br>目       | 令和4年<br>5月17<br>日 |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人                        | 家計消費状況調<br>査（総務省統計<br>局統計調査部実<br>施）の対象者抽<br>出                      | 江波東一丁目                           | 令和4年<br>6月8日      |
| 株式会社サーベ<br>イ<br>リサーチセンター<br>広島事務所<br>広島事務所長 原<br>田 一臣 | 国土交通省が実<br>施する事業評価<br>アンケートの対<br>象者抽出                              | 全域                               | 令和4年<br>6月15<br>日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦                           | 新聞およびWe<br>b利用に関する<br>総合調査（朝日<br>新聞社マーケ<br>ティング戦略本<br>部）の対象者抽<br>出 | 堺町二丁目                            | 令和4年<br>6月22<br>日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦                           | 人権擁護に関す<br>る世論調査（内<br>閣府大臣官房政<br>府広報室実施）<br>の対象者抽出                 | 舟入南六丁目<br>舟入南三丁目                 | 令和4年<br>7月6日      |
| 一般社団法人 興<br>論科学協会<br>理事長 井田 潤<br>治                    | 通信利用動向調<br>査（総務省情報<br>流通行政局情報<br>通信政策課実<br>施）の対象者抽<br>出            | 東白島町、富<br>士見町<br>堺町二丁目、<br>光南三丁目 | 令和4年<br>7月26<br>日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦                           | 防災に関する世<br>論調査（内閣府<br>大臣官房政府広<br>報室実施）の対<br>象者抽出                   | 舟入中町                             | 令和4年<br>7月29<br>日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦                           | 社会と暮らしに<br>関する意識調査<br>（NHK放送文<br>化研究所実施）<br>の対象者抽出                 | 上職町                              | 令和4年<br>7月29<br>日 |
| 株式会社 日本リ<br>サーチセンター<br>代表取締役社長<br>杉原 領治               | 生活意識に関す<br>るアンケート調<br>査（日本銀行情<br>報サービス局実<br>施）の対象者抽<br>出           | 江波東一、二<br>丁目                     | 令和4年<br>8月16<br>日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦                           | 全国メディア意<br>識世論調査（N<br>HK放送文化研<br>究所実施）の対<br>象者抽出                   | 西白島町                             | 令和4年<br>8月26<br>日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦                           | 家庭と男女の役<br>割に関する国際<br>比較調査（NH<br>K放送文化研<br>究所実施）の対<br>象者抽出         | 東白島町                             | 令和4年<br>8月26<br>日 |
| 株式会社サーベ<br>イ<br>リサーチセンター<br>代表取締役 藤澤                  | 孤独・孤立の実<br>態把握のための<br>全国調査（内閣<br>官房孤独・孤立                           | 舟入中町、舟<br>入町、舟入本                 | 令和4年<br>9月27      |

|                               |                                                |                |                    |
|-------------------------------|------------------------------------------------|----------------|--------------------|
| 士郎                            | 対策担当室実施)の対象者抽出                                 | 町              | 日                  |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府政策統括官(政策調整担当)実施)の対象者抽出     | 舟入南二丁目         | 令和 4 年 9 月 3 0 日   |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 土地問題に関する国民の意識調査(国土交通省不動産・建設経済局実施)の対象者抽出        | 富士見町           | 令和 4 年 1 0 月 6 日   |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 生活時間に関するオンライン調査(国立大学法人東京大学社会科学研究所実施)の対象者抽出     | 西白島町、白島北町、白島中町 | 令和 4 年 1 0 月 6 日   |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 障害者に関する世論調査(内閣府大臣官房政策広報室実施)の対象者抽出              | 吉島西一丁目         | 令和 4 年 1 0 月 6 日   |
| 一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治       | 若者の生活と意識に関する調査/生活と意識に関する世代比較調査(東京学芸大学実施)の対象者抽出 | 南観音七、八丁目       | 令和 4 年 1 0 月 2 0 日 |
| 一般社団法人 新情報センター 会長 美添 泰人       | 家計消費状況調査(総務省統計局統計調査部消費統計課実施)の対象者抽出             | 中町、舟入南二丁目      | 令和 4 年 1 1 月 1 0 日 |
| 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 | 生活意識に関するアンケート調査(日本銀行実施)の対象者抽出                  | 白島九軒町、白島中町     | 令和 4 年 1 1 月 3 0 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 生活と社会・情報についての意識調査(NHK放送文化研究所実施)の対象者抽出          | 舟入南五丁目         | 令和 4 年 1 2 月 1 9 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 日本家計パネル調査(慶応義塾大学実施)の対象者抽出                      | 河原町、榎町         | 令和 4 年 1 2 月 1 9 日 |
| 一般社団法人 新情報センター 会長 美添 泰人       | 家計消費状況調査(総務省統計局実施)の対象者抽出                       | 白島北町、東白島町、小網町  | 令和 5 年 2 月 2 日     |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 健康情報についての全国調査(国立がん研究センター実施)の対象者抽出              | 鶴見町            | 令和 5 年 2 月 2 7 日   |
|                               | 人生 1 0 0 年時                                    |                |                    |

|                                     |                                      |                                                      |                  |
|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------|
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦                | 代における生活設計に関する調査(生命保険文化センター実施)の対象者抽出  | 江波西一丁目                                               | 令和 5 年 2 月 2 7 日 |
| 株式会社 サベイリサーチセンター 広島事務所 広島事務所長 原田 一臣 | 高齢者の介護予防取組に関する調査(広島県慢性期医療協会実施)の対象者抽出 | 白島北町、袋町、東千田町一丁目、小網町、吉島新町二丁目、白島中町、中町、東千田二丁目、広瀬町、光南一丁目 | 令和 5 年 2 月 2 0 日 |

広島市中区告示第 2 号

令和 5 年 4 月 1 9 日

住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 1 1 条第 1 項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

広島市中区長 薬師地 直 樹

(令和 4 年度の状況)

| 申出者の氏名          | 利用目的の概要             | 閲覧に関わる住民の範囲 | 閲覧の年月日                                 |
|-----------------|---------------------|-------------|----------------------------------------|
| 自衛隊広島地方協力本部 本部長 | 自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務 | 全域          | 令和 4 年 1 月 2 1 日から<br>令和 4 年 1 月 2 9 日 |

広島市南区告示第 2 号

令和 5 年 4 月 2 0 日

住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 1 1 条の 2 第 1 項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第 3 号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第 1 2 項の規定に基づき公表します。

広島市南区長 西 本 和 弘

(令和 4 年度の状況)

| 申出者の氏名                    | 利用目的の概要                                            | 閲覧に関わる住民の範囲    | 閲覧の年月日           |
|---------------------------|----------------------------------------------------|----------------|------------------|
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦      | 全国放送サービス接触動向調査(NHK放送文化研究所実施)の対象者抽出                 | 宇品御幸二丁目        | 令和 4 年 4 月 2 1 日 |
| 株式会社 日経リサーチ 代表取締役社長 新藤 政史 | O E C D 国際成人力調査(P I A A C)(文部科学省国立教育政策研究所実施)の対象者抽出 | 段原南二丁目 向洋新町一丁目 | 令和 4 年 5 月 1 3 日 |
|                           | 旅行・観光消費                                            |                |                  |

|                                                       |                                                                      |                                      |                    |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 株式会社 インテ<br>ーリサーチ<br>代表取締役社長<br>小田切 俊夫                | 動向調査（国土<br>交通省観光庁観<br>光戦略課観光統<br>計調査室実施）<br>の対象者抽出                   | 上東雲町                                 | 令和4年<br>5月18<br>日  |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦                           | 中学生・高校生<br>の生活と意識調<br>査（NHK放送<br>文化研究所実<br>施）の対象者抽<br>出              | 南大河町<br>南蟹屋一丁目                       | 令和4年<br>6月10<br>日  |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人                        | 家計消費状況調<br>査（総務省統計<br>局統計調査部実<br>施）の対象者抽<br>出                        | 字品東七丁目<br>字品神田一丁<br>目<br>字品御幸二丁<br>目 | 令和4年<br>6月14<br>日  |
| 株式会社サーベ<br>イリサーチセン<br>ター<br>広島事務所<br>広島事務所長 原<br>田 一臣 | 国土交通省が実<br>施する事業評価<br>アンケートの対<br>象者抽出                                | 大須賀町<br>京橋町、比治<br>山町、比治山<br>本町       | 令和4年<br>6月15<br>日  |
| 株式会社 日本リ<br>サーチセンター<br>代表取締役社長<br>杉原 領治               | 高齢者の健康に<br>関する調査（内<br>閣府政策統括官<br>（政策調整担<br>当）実施）の対<br>象者抽出           | 日宇那町                                 | 令和4年<br>9月21<br>日  |
| 株式会社サーベ<br>イリサーチセン<br>ター<br>代表取締役 藤澤<br>士郎            | 孤独・孤立の実<br>態把握のための<br>全国調査（内閣<br>官房孤独・孤立<br>対策担当室実<br>施）の対象者抽<br>出   | 仁保南一丁目<br>上東雲町<br>東雲一丁目              | 令和4年<br>9月27<br>日  |
| 株式会社 日本リ<br>サーチセンター<br>代表取締役社長<br>杉原 領治               | こども・若者の<br>意識と生活に関<br>する調査（内閣<br>府政策統括官<br>（政策調整担<br>当）実施）の対<br>象者抽出 | 荒神町、東荒<br>神町、西蟹屋一<br>丁目              | 令和4年<br>10月3<br>日  |
| 株式会社 日本リ<br>サーチセンター<br>代表取締役社長<br>杉原 領治               | こども・若者の<br>意識と生活に関<br>する調査（内閣<br>府政策統括官<br>（政策調整担<br>当）実施）の対<br>象者抽出 | 荒神町、東荒<br>神町、西蟹屋一<br>丁目              | 令和4年<br>10月1<br>9日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦                           | 社会意識に関す<br>る世論調査（内<br>閣府大臣官房政<br>策広報室実施）<br>の対象者抽出                   | 向洋新町三丁<br>目                          | 令和4年<br>10月3<br>1日 |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人                        | 消費動向調査<br>（内閣府経済社<br>会総合研究所実<br>施）の対象者抽<br>出                         | 旭二丁目                                 | 令和4年<br>11月1<br>1日 |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人                        | 家計消費状況調<br>査（総務省統計<br>局統計調査部消<br>費統計課実施）<br>の対象者抽出                   | 皆実町一丁<br>目、元字品町                      | 令和4年<br>11月7<br>日  |
| 株式会社 インテ                                              | 家庭部門のCO<br>2排出実態統計                                                   |                                      |                    |

|                                         |                                                             |                                |                    |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| ーリサーチ<br>代表取締役社長<br>村上 清幸               | 調査（環境省地<br>球環境局総務課<br>脱炭素社会移行<br>推進室実施）の<br>対象者抽出           | 段原南一丁目                         | 令和4年<br>10月2<br>7日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦             | テレビ視聴に関<br>する調査（株式<br>会社野村総合研<br>究所実施）の対<br>象者抽出            | 字品神田一、<br>二丁目                  | 令和4年<br>10月3<br>1日 |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人          | 家族と性と多様<br>化にかんする<br>全国アンケート<br>（学校法人早稲<br>田大学実施）の<br>対象者抽出 | 東雲一丁目                          | 令和4年<br>11月2<br>9日 |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人          | 家計消費状況調<br>査（総務省統計<br>局実施）の対<br>象者抽出                        | 出汐二丁目、<br>猿猴橋町<br>荒神町、東荒<br>神町 | 令和5年<br>2月3日       |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦             | 健康情報につい<br>ての全国調査<br>（国立がん研究<br>センター実施）<br>の対象者抽出           | 青崎二丁目                          | 令和5年<br>2月14<br>日  |
| 株式会社 日本リ<br>サーチセンター<br>代表取締役社長<br>杉原 領治 | 生活意識に関す<br>るアンケート調<br>査（日本銀行実<br>施）の対象者抽<br>出               | 西旭町、西霞<br>町                    | 令和5年<br>2月9日       |

広島市南区告示第3号

令和5年4月20日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市南区長 西本和弘

（令和4年度の状況）

| 申出者の氏名                                        | 利用目的の概要                     | 閲覧に関わる<br>住民の範囲 | 閲覧の<br>年月日                           |
|-----------------------------------------------|-----------------------------|-----------------|--------------------------------------|
| 広島県（健康福<br>祉局健康づくり<br>推進課）<br>広島県知事 湯<br>崎 英彦 | 広島県歯科保健<br>実態調査の対象<br>者抽出   | 本浦町             | 令和4年8<br>月15日                        |
| 自衛隊広島地方<br>協力本部<br>本部長                        | 自衛官及び自衛<br>官候補生に関す<br>る募集事務 | 全域              | 令和4年1<br>月21日<br>から<br>令和4年1<br>月29日 |

広島市西区告示第1号

令和5年4月12日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第

3 項の規定に基づき公表します。

広島市西区長 南 浦 詳 仁

(令和 4 年度の状況)

| 申出者の氏名                         | 利用目的の概要             | 閲覧に関わる住民の範囲 | 閲覧の年月日                               |
|--------------------------------|---------------------|-------------|--------------------------------------|
| 広島県(健康福祉局健康づくり推進課) 広島県知事 湯崎 英彦 | 広島県歯科保健実態調査の対象者抽出   | 三滝本町二丁目     | 令和 4 年 8 月 1 5 日                     |
| 自衛隊広島地方協力本部 本部長                | 自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務 | 全域          | 令和 4 年 1 月 2 1 日 から 令和 4 年 1 月 2 9 日 |

広島市西区告示第 2 号

令和 5 年 4 月 1 2 日

住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 1 1 条の 2 第 1 項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第 3 号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第 1 2 項の規定に基づき公表します。

広島市西区長 南 浦 詳 仁

(令和 4 年度の状況)

| 申出者の氏名                              | 利用目的の概要                                     | 閲覧に関わる住民の範囲                       | 閲覧の年月日           |
|-------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|------------------|
| 株式会社 インテリサーチ 代表取締役社長 小田切 俊夫         | 旅行・観光消費動向調査(国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室実施)の対象者抽出   | 井口台一丁目                            | 令和 4 年 5 月 1 9 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦                | 新たな時代における子どもの学びと育ちについての全国調査(慶応義塾大学実施)の対象者抽出 | 観音町 5 番～、天満町 1 番～、井口台 四丁目、井口台 三丁目 | 令和 4 年 5 月 2 3 日 |
| 一般社団法人 新情報センター 会長 美添 泰人             | 家計消費状況調査(総務省統計局統計調査部実施)の対象者抽出               | 新庄町                               | 令和 4 年 6 月 1 4 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦                | 参議院選挙に関する調査(同志社大学社会学部実施)の対象者抽出              | 中広町 三丁目、中広町 二丁目                   | 令和 4 年 6 月 2 2 日 |
| 株式会社 サベイリサーチセンター 広島事務所 広島事務所長 原田 一臣 | 国土交通省が実施する事業評価アンケートの対象者抽出                   | 全域                                | 令和 4 年 6 月 1 4 日 |
| 一般社団法人 中央調査社                        | 人権擁護に関する世論調査(内閣府大臣官房政                       | 井口台二丁目                            | 令和 4 年           |

|                               |                                               |                            |                  |
|-------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------|------------------|
| 会長 境 克彦                       | 府広報室実施)の対象者抽出                                 |                            | 7 月 6 日          |
| 一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治       | 通信利用動向調査(総務省情報流通行政局情報通信政策課実施)の対象者抽出           | 観音本町二丁目、庚午中一丁目、草津東二丁目、鈴が峰町 | 令和 4 年 7 月 2 6 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 社会と暮らしに関する意識調査(NHK放送文化研究所実施)の対象者抽出            | 横川町二丁目                     | 令和 4 年 7 月 2 9 日 |
| 一般社団法人 新情報センター 会長 美添 泰人       | 消費動向調査(内閣府経済社会総合研究所実施)の対象者抽出                  | 草津南一、二、四丁目                 | 令和 4 年 8 月 3 日   |
| 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 | 生活意識に関するアンケート調査(日本銀行情報サービス局実施)の対象者抽出          | 庚午北四丁目                     | 令和 4 年 8 月 1 6 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 全国メディア意識世論調査(NHK放送文化研究所実施)の対象者抽出              | 西観音町                       | 令和 4 年 8 月 2 6 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 新型コロナウイルス感染症に関する世論調査(NHK放送文化研究所実施)の対象者抽出      | 大宮一丁目                      | 令和 4 年 8 月 3 1 日 |
| 一般社団法人 新情報センター 会長 美添 泰人       | 消費意識基本調査(消費者庁実施)の対象者抽出                        | 三篠北町                       | 令和 4 年 9 月 5 日   |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局実施)の対象者抽出               | 己斐本町三丁目                    | 令和 4 年 9 月 3 0 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 家計と貯蓄に関する調査(一般財団法人ゆうちょ財団実施)の対象者抽出             | 南観音五、六、七丁目                 | 令和 4 年 9 月 3 0 日 |
| 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 | 青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府政策統括官(政策調整担当)実施)の対象者抽出 | 井口四丁目                      | 令和 4 年 1 0 月 4 日 |
| 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦          | 自衛隊・防衛問題に関する世論調査(内閣府大臣官房政策広報室実施)の対象者抽出        | 草津東一丁目                     | 令和 4 年 1 0 月 6 日 |
|                               | 子どものいる世帯の生活状況お                                |                            |                  |

|                                  |                                           |                                            |            |
|----------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|------------|
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 杉原 領治 | よび保護者の就業に関する調査（独立行政法人労働政策研究・研修機構実施）の対象者抽出 | 井口台四丁目、鈴が峰町、井口一～三丁目                        | 令和4年10月17日 |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 家計消費状況調査（総務省統計局統計調査部消費統計課実施）の対象者抽出        | 西観音町、古江新町、高須一丁目、小河内町二丁目                    | 令和4年11月14日 |
| 株式会社 中外<br>代表取締役 阪倉 敦            | 電波利用環境に関する意識調査（総務省総合通信基盤局実施）の対象者抽出        | 東観音町                                       | 令和4年11月28日 |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 杉原 領治 | 生活意識に関するアンケート調査（日本銀行実施）の対象者抽出             | 南観音一、二丁目                                   | 令和4年11月30日 |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 生活と社会・情報についての意識調査（NHK放送文化研究所実施）の対象者抽出     | 鈴が峰町                                       | 令和4年12月19日 |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 家計消費状況調査（総務省統計局実施）の対象者抽出                  | 東観音町、観音本町二丁目、庚午中四丁目、庚午北一丁目、高須台一・三丁目、中広町二丁目 | 令和5年1月26日  |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 健康情報についての全国調査（国立がん研究センター実施）の対象者抽出         | 南観音七、八丁目                                   | 令和5年2月27日  |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 全国放送サービス接触動向調査（NHK放送文化研究所実施）の対象者抽出        | 井口鈴が台三丁目                                   | 令和5年2月27日  |

広島市安佐北区告示第2号

令和5年4月24日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 萬ヶ原 伸 二

（令和4年度の状況）

| 申出者の氏名      | 利用目的の概要                      | 閲覧に関わる住民の範囲             | 閲覧の年月日   |
|-------------|------------------------------|-------------------------|----------|
| 株式会社 日経リサーチ | OECD国際成人力調査（PIAAC）（文部科学省国立教育 | 安佐町大字筒瀬、安佐町大字宮野、可部町大字綾ヶ | 令和4年5月20 |

|                                  |                                              |                      |           |
|----------------------------------|----------------------------------------------|----------------------|-----------|
| 代表取締役社長 新藤 政史                    | 政策研究所実施）の対象者抽出                               | 谷、可部町大字今井田、可部町大字勝木   | 日         |
| 株式会社 インテリサーチ<br>代表取締役社長 小田切 俊夫   | 旅行・観光消費動向調査（国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室実施）の対象者抽出    | 落合南九丁目 落合南七丁目 落合南八丁目 | 令和4年5月24日 |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 新たな時代における子どもの学びと育ちについての全国調査（慶応義塾大学実施）の対象者抽出  | 真亀五丁目、真亀三丁目          | 令和4年5月31日 |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 家計消費状況調査（総務省統計局統計調査部実施）の対象者抽出                | 真亀三～四丁目 亀崎三～四丁目      | 令和4年6月9日  |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 生涯学習に関する世論調査（内閣府大臣官房政府広報室実施）の対象者抽出           | 口田一丁目                | 令和4年6月24日 |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 新聞およびWeb利用に関する総合調査（朝日新聞社マーケティング戦略本部）の対象者抽出   | 安佐町大字くすの木台           | 令和4年7月5日  |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 杉原 領治 | 生活意識に関するアンケート調査（日本銀行情報サービス局実施）の対象者抽出         | 三入東一丁目               | 令和4年8月16日 |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 消費者意識基本調査（消費者庁実施）の対象者抽出                      | 亀山二丁目                | 令和4年9月5日  |
| 株式会社 サベイリサーチセンター<br>代表取締役 藤澤 士郎  | 孤独・孤立の実態把握のための全国調査（内閣官房孤独・孤立対策担当室実施）の対象者抽出   | 落合南四丁目 落合一丁目 口田南一丁目  | 令和4年9月27日 |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 杉原 領治 | こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府政策統括官（政策調整担当）実施）の対象者抽出 | 可部東二、三丁目             | 令和4年10月3日 |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 家計と貯蓄に関する調査（一般財団法人ゆうちょ財団実施）の対象者抽出            | 亀山南四、二丁目             | 令和4年10月5日 |
| 株式会社 日本リサーチセンター                  | 青少年のインターネット利用環境実態調査（内                        |                      | 令和4年      |

|                                |                                                                    |                                  |                   |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------|
| 代表取締役社長<br>杉原 領治               | 閣府政策統括官<br>(政策調整担<br>当)実施)の対<br>象者抽出                               | 三入南二丁目                           | 10月4<br>日         |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦    | 生活時間に関す<br>るオンライン調<br>査(国立大学法<br>人東京大学社会<br>科学研究所実<br>施)の対象者抽<br>出 | 三入二丁目                            | 令和4年<br>10月5<br>日 |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人 | 家計消費状況調<br>査(総務省統計<br>局統計調査部消<br>費統計課実<br>施)の対象者抽<br>出             | 可部三丁目、<br>落合二丁目                  | 令和4年<br>11月4<br>日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦    | テレビ視聴に関<br>する調査(株式<br>会社野村総合研<br>究所実施)の対<br>象者抽出                   | 口田南二丁目                           | 令和4年<br>11月8<br>日 |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦    | 国語に関する世<br>論調査(文化庁<br>国語課実施)の<br>対象者抽出                             | 落合三丁目                            | 令和4年<br>11月8<br>日 |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人 | 家計消費状況調<br>査(総務省統計<br>局実施)の対<br>象者抽出                               | 可部東二丁目<br>可部南一・三<br>丁目<br>落合南四丁目 | 令和5年<br>1月31<br>日 |

広島市安佐北区告示第3号

令和 5 年 4 月 2 4 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 萬ヶ原 伸 二

(令和4年度の状況)

| 申出者の氏名                                        | 利用目的の概要                     | 閲覧に関わる<br>住民の範囲 | 閲覧の<br>年月日                      |
|-----------------------------------------------|-----------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 広島県(健康福<br>祉局健康づくり<br>推進課)<br>広島県知事 湯<br>崎 英彦 | 広島県歯科保健<br>実態調査の対<br>象者抽出   | 三入二丁目           | 令和4年8<br>月29日                   |
| 自衛隊広島地方<br>協力本部<br>本部長                        | 自衛官及び自衛<br>官候補生に關<br>する募集事務 | 全域              | 令和4年1<br>月1日から<br>令和4年1<br>月17日 |

広島市安芸区告示第1号

令和 5 年 4 月 1 1 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安芸区長 長 光 信 治

(令和4年度の状況)

| 申出者の氏名                                        | 利用目的の概要                     | 閲覧に関わる<br>住民の範囲 | 閲覧の<br>年月日    |
|-----------------------------------------------|-----------------------------|-----------------|---------------|
| 広島県(健康福<br>祉局健康づくり<br>推進課)<br>広島県知事 湯<br>崎 英彦 | 広島県歯科保健<br>実態調査の対<br>象者抽出   | 矢野東七丁目          | 令和4年9<br>月9日  |
| 自衛隊広島地方<br>協力本部<br>本部長                        | 自衛官及び自衛<br>官候補生に關<br>する募集事務 | 全域              | 令和5年1<br>月17日 |

広島市安芸区告示第2号

令和 5 年 4 月 1 1 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安芸区長 長 光 信 治

(令和4年度の状況)

| 申出者の氏名                                  | 利用目的の概要                                                      | 閲覧に関わる<br>住民の範囲 | 閲覧の<br>年月日     |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦             | 社会と暮らしに<br>関する意識調査<br>(NHK放送文化<br>研究所実施)<br>の対象者抽出           | 船越四丁目           | 令和4年8<br>月2日   |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦             | 全国メディア意<br>識世論調査(N<br>HK放送文化研<br>究所実施)の対<br>象者抽出             | 矢野西二丁目          | 令和4年8<br>月25日  |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦             | 国民生活に関す<br>る世論調査(内<br>閣府大臣官房政<br>府広報室実施)<br>の対象者抽出           | 畑賀一丁目           | 令和4年8<br>月31日  |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦             | 新型コロナウイルス<br>感染症に関す<br>る世論調査<br>(NHK放送文化<br>研究所実施)<br>の対象者抽出 | 矢野町             | 令和4年8<br>月31日  |
| 株式会社 日本リ<br>サーチセンター<br>代表取締役社長<br>杉原 領治 | 高齢者の健康に<br>関する調査(内<br>閣府政策統括官<br>(政策調整担<br>当)実施)の対<br>象者抽出   | 矢野東三、四<br>丁目    | 令和4年9<br>月21日  |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦             | 国語に関する世<br>論調査(文化庁<br>国語課実施)の<br>対象者抽出                       | 矢野東七丁目          | 令和4年1<br>1月28日 |
| 株式会社 日本リ<br>サーチセンター<br>代表取締役社長<br>杉原 領治 | 生活意識に関す<br>るアンケート調<br>査(日本銀行実<br>施)の対象者抽                     | 中野五、六丁<br>目     | 令和4年1<br>1月30日 |

|                         |                                   |        |           |
|-------------------------|-----------------------------------|--------|-----------|
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦 | 日本家計パネル調査（慶応義塾大学実施）の対象者抽出         | 船越南三丁目 | 令和5年2月7日  |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦 | 健康情報についての全国調査（国立がん研究センター実施）の対象者抽出 | 矢野東五丁目 | 令和5年2月14日 |

広島市佐伯区告示第1号

令和5年4月11日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市佐伯区長 石井源太

（令和4年度の状況）

| 申出者の氏名                           | 利用目的の概要                                     | 閲覧に関わる住民の範囲                | 閲覧の年月日    |
|----------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|-----------|
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 全国放送サービス接触動向調査（NHK放送文化研究所実施）の対象者抽出          | 海老山町                       | 令和4年4月19日 |
| 株式会社 日経リサーチ<br>代表取締役社長 新藤 政史     | OECD国際成人力調査（PIAAC）（文部科学省国立教育政策研究所実施）の対象者抽出  | 五日市中央四丁目                   | 令和4年5月24日 |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 新たな時代における子どもの学びと育ちについての全国調査（慶応義塾大学実施）の対象者抽出 | 五日市中央三丁目<br>五日市中央二丁目       | 令和4年5月25日 |
| 株式会社 インテリサーチ<br>代表取締役社長 小田切 俊夫   | 旅行・観光消費動向調査（国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室実施）の対象者抽出   | 美鈴が丘東一丁目、美鈴が丘東二丁目、美鈴が丘東三丁目 | 令和4年5月26日 |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 杉原 領治 | 生活意識に関するアンケート調査（日本銀行情報サービス局実施）の対象者抽出        | 八幡三丁目                      | 令和4年5月30日 |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | テレビ視聴に関する調査（野村総合研究所実施）の対象者抽出                | 観音台三丁目                     | 令和4年6月6日  |
| 一般社団法人 中                         | 中学生・高校生の生活と意識調                              | 美鈴が丘南四                     |           |

|                                  |                                                         |                                           |            |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| 中央調査社<br>会長 境 克彦                 | 査（NHK放送文化研究所実施）の対象者抽出                                   | 丁目<br>五日市町大字<br>皆賀                        | 令和4年6月6日   |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 家計消費状況調査（総務省統計局統計調査部実施）の対象者抽出                           | 美鈴が丘緑三丁目                                  | 令和4年6月8日   |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 新聞およびWeb利用に関する総合調査（朝日新聞社マーケティング戦略本部）の対象者抽出              | 吉見園                                       | 令和4年7月1日   |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 消費者意識基本調査（消費者庁実施）の対象者抽出                                 | 八幡東三丁目                                    | 令和4年9月5日   |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 食育に関する意識調査（農林水産省消費・安全局実施）の対象者抽出                         | 河内南二丁目                                    | 令和4年10月7日  |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 杉原 領治 | こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府政策統括官（政策調整担当）実施）の対象者抽出            | 皆賀一～三丁目                                   | 令和4年10月4日  |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 障害者に関する世論調査（内閣府大臣官房政策広報室実施）の対象者抽出                       | 利松一丁目                                     | 令和4年10月11日 |
| 株式会社 日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 杉原 領治 | 子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査（独立行政法人労働政策研究・研修機構実施）の対象者抽出 | 五日市一～七丁目、<br>五日市中央五～七丁目                   | 令和4年10月17日 |
| 一般社団法人 中央調査社<br>会長 境 克彦          | 社会意識に関する世論調査（内閣府大臣官房政策広報室実施）の対象者抽出                      | 観音台一丁目                                    | 令和4年10月24日 |
| 一般社団法人 新情報センター<br>会長 美添 泰人       | 家計消費状況調査（総務省統計局統計調査部消費統計課実施）の対象者抽出                      | 海老園一・二丁目<br>五日市町大字<br>皆賀<br>五日市町大字<br>美鈴園 | 令和4年11月18日 |
| 株式会社 インテリサーチ<br>代表取締役社長 村上 清幸    | 家計部門のCO2排出実態統計調査（環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室実施）の対象者抽出         | 三筋二丁目                                     | 令和4年11月2日  |
|                                  | 家族と性と多様化にかんする                                           |                                           |            |

|                                |                                                                   |                                  |                          |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人 | 全国アンケート<br>(学校法人早稲<br>田大学実施)の<br>対象者抽出                            | 河内南二丁目                           | 令和 4 年<br>1 1 月 2<br>9 日 |
| 一般社団法人 新<br>情報センター<br>会長 美添 泰人 | 家計消費状況調<br>査(総務省統計<br>局実施)の対象<br>者抽出                              | 楽々園二～<br>四・六丁目、<br>五日市町大字<br>昭和台 | 令和 5 年<br>1 月 2 3<br>日   |
| 一般社団法人 中<br>央調査社<br>会長 境 克彦    | 人生 1 0 0 年時<br>代における生活<br>設計関する調査<br>(生命保険文化<br>センター実施)<br>の対象者抽出 | 美鈴が丘南二<br>丁目                     | 令和 5 年<br>3 月 2 日        |



広島市佐伯区告示第 2 号

令和 5 年 4 月 1 1 日

住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 1 1 条第 1 項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

広島市佐伯区長 石 井 源 太

(令和 4 年度の状況)

| 申出者の氏名                                        | 利用目的の概要                     | 閲覧に関わる<br>住民の範囲 | 閲覧の<br>年月日                                       |
|-----------------------------------------------|-----------------------------|-----------------|--------------------------------------------------|
| 広島県(健康福<br>祉局健康づくり<br>推進課)<br>広島県知事 湯<br>崎 英彦 | 広島県歯科保健<br>実態調査の対象<br>者抽出   | 美鈴が丘西三<br>丁目    | 令和 4 年 9<br>月 9 日                                |
| 自衛隊広島地方<br>協力本部<br>本部長                        | 自衛官及び自衛<br>官候補生に關す<br>る募集事務 | 全域              | 令和 4 年 1<br>月 2 1 日<br>から<br>令和 4 年 1<br>月 2 9 日 |

公 告

公 告

令和 5 年 4 月 2 1 日

令和 5 年 3 月 2 3 日現在において調製した広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員選挙の宅地所有者・借地権者選挙人名簿については、異議の申出がありませんでしたので、土地区画整理法施行令(昭和 3 0 年政令第 4 7 号)第 2 2 条第 1 項の規定により公告します。

なお、宅地所有者並びに借地権者選挙人名簿は、この公告の日において確定します。

令和 5 年 5 月 2 8 日執行の広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数を、土地区画整理法施行令(昭和 3 0 年政令第 4 7 号)第 2 2 条第 4 項の規定により公告します。

選挙すべき委員の数は次のとおりです。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委員
  - 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7 人
  - 借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1 人
- 2 予備委員
  - 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 3 人
  - 借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1 人



公 告

令和 5 年 4 月 2 7 日

広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)西広島駅北口土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)第 5 5 条第 1 3 項において準用する同条第 9 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

記

- 1 土地区画整理事業の名称
  - 広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)西広島駅北口土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
  - 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 広島市役所
- 3 事業計画決定の年月日
  - 平成 3 1 年 3 月 2 9 日
- 4 変更の年月日
  - 令和 5 年 4 月 2 7 日

選 管 告 示

広島市選挙管理委員会告示第 2 0 号

令和 5 年 4 月 1 0 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会

委員長 二 國 則 昭

広島市中区上鞆町 2 番 6 号 松 井 一 實



広島市選挙管理委員会告示第 2 1 号

令和 5 年 4 月 1 0 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市議会議員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、別紙のとおりです。

広島市選挙管理委員会

委員長 二 國 則 昭

(別紙)

中区選挙区(6人)

広島市中区吉島東一丁目 9 番 5 号

永田 雅紀



広島市中区西十日市町3番25-502号 門田 佳子  
 広島市中区舟入中町8番13-801号 平岡 優一  
 広島市中区吉島新町二丁目13番7号 並川 雄一  
 広島市中区白島中町16番12-202号 大西 理  
 (通称 大西 オサム)  
 広島市中区南千田西町3番30号 木山 徳和  
 東区選挙区(5人)  
 広島市東区光町二丁目6番31-502号 沖本 高博  
 広島市東区戸坂惣田二丁目5番18号 山路 英男  
 広島市東区中山鏡が丘20番16号 川村 真治  
 広島市東区牛田本町五丁目1番13号 碓井 法明  
 広島市東区福田八丁目7番6号 森島 秀治  
 南区選挙区(7人)  
 広島市南区皆実町五丁目14番1-1207号 川崎 賢治  
 (通称 元田 賢治)  
 広島市南区宇品西六丁目4番9-301号 幸城 麗子  
 広島市南区向洋新町三丁目7番56号 中原 洋美  
 (通称 中原 ひろみ)  
 広島市南区翠一丁目11番13-101号 岡村 和明  
 広島市南区段原三丁目20番6号 大田 智弘  
 広島市南区丹那町6番18-204号 有田 優子  
 (通称 有田 ゆうこ)  
 広島市南区段原三丁目21番15-501号 木村 唯  
 (通称 木村 ゆい)  
 西区選挙区(9人)  
 広島市西区庚午北二丁目3番24号 豊島 永子  
 広島市西区己斐本町三丁目9番3-1201号 山田 春男  
 広島市西区己斐本町二丁目14番2-303号 田中 勝  
 広島市西区南観音七丁目6番15号 平野 太祐  
 広島市西区中広町二丁目23番1号 大野 耕平  
 広島市西区南観音町3番4-601号 定野 和広  
 広島市西区己斐本町三丁目5番14-306号 中森 辰一  
 広島市西区己斐上二丁目69番14号 山本 昌宏  
 広島市安佐北区三入東二丁目59番6号 福田 心平  
 安佐南区選挙区(11人)  
 広島市安佐南区山本一丁目6番12-202号 水野 考  
 広島市安佐南区川内三丁目9番14号 碓氷 芳雄  
 広島市安佐南区祇園五丁目3番12-301号 椋木 太一  
 広島市安佐南区伴東二丁目14番24-5号 川本 和弘  
 広島市安佐南区高取南二丁目20番4号 八條 範彦  
 広島市安佐南区西原四丁目15番21-501号  
 中村 孝江  
 広島市安佐南区東野一丁目21番11号 石橋 竜史  
 広島市南区南大河町2番12号 長井 龍也  
 広島市安佐南区伴西五丁目1342番地1 亀井 一夫  
 広島市安佐南区西原二丁目20番5-4-104号  
 丸山 幸一郎  
 広島市安佐南区大町西一丁目13番18-9号 石川 さおり  
 安佐北区選挙区(6人)

広島市安佐北区あさひが丘三丁目24番29号 西田 浩  
 (通称 西田 ひろし)  
 広島市安佐北区口田二丁目27番8-1号 山内 正晃  
 広島市安佐北区三入東二丁目47番16号 若林 新三  
 広島市安佐北区可部四丁目20番6号 三宅 朗充  
 広島市安佐北区白木町大字三田1070番地2 山下 正寛  
 (通称 山下 まさひろ)  
 広島市安佐北区可部東三丁目12番16号 清水 貞子  
 (通称 清水 てい子)  
 安芸区選挙区(4人)  
 広島市安芸区矢野西六丁目13番4-4号 川口 茂博  
 広島市安芸区瀬野三丁目20番15号 西佐古 晋平  
 広島市安芸区中野四丁目49番7-2号 松本 拓也  
 広島市安芸区瀬野西三丁目7番16号 三宅 正明  
 佐伯区選挙区(6人)  
 広島市佐伯区湯来町大字白砂甲653番地3 宮崎 誠克  
 (通称 宮崎 まさかつ)  
 広島市佐伯区河内南二丁目28番10号 来田 恭子  
 (通称 くわた 恭子)  
 広島市佐伯区五月が丘三丁目5番24号 石田 祥子  
 広島市佐伯区美鈴が丘西一丁目1番7-6504号  
 母谷 龍典  
 広島市佐伯区美鈴が丘東五丁目3番14号 森野 貴雅  
 (通称 森野 たかまさ)  
 広島市佐伯区五日市町大字上小深川178番地 藤本 聡志  
 (通称 藤本 さとし)

区選管告示

広島市東区選挙管理委員会告示第16号

令和5年4月3日

令和5年4月9日執行の広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における広島市東区役所温品出張所期日前投票所及び広島駅南口地下広場期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者が辞任したことに伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 佐々木 和 宏

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月1日

令和5年4月9日執行の統一地方選挙における開票管理者の職務を代理すべき者を、別紙のとおり変更しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 原 田 武 彦

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第 17 号

令和 5 年 4 月 9 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙における投票区の投票管理者の職務代理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 高岡 優

次のとおり 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第 16 号

令和 5 年 4 月 9 日

令和 5 年 4 月 9 日執行の広島市長選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島県議会議員一般選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 粟井 良祐

別紙 略

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第 10 号

令和 5 年 4 月 20 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯田 恭示

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 54 年広島市人事委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の事務部局の項第 4 号中「企画総務局秘書課主幹」を「企画総務局法務課主幹（訴訟事務を専ら担当する主幹に限る。） 企画総務局秘書課主幹」に改め、同項第 5 号中「及び訴訟事務」を削り、同表教育委員会事務局の項第 2 号中「担当部長」の右に「 医務監」を加え、同項第 3 号中「 医務監」を削り、同項第 6 号中「総務部総務課の主任」の右に「及び主査（職員の任用、服務、懲戒、分限等に関する事務を担当する主査に限る。）」を加え、同項第 7 号中「職員の任用、服務、懲戒、分限等に関する事務並びに」を削り、同表人事委員会事務局の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 事務局次長

別表第 2 環境局南工場の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業委員会規程

農業委員会規程第 2 号

令和 5 年 3 月 31 日

広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程をここに公布する。

広島市農業委員会  
会長 福島 幸治

広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、広島市農業委員会が保有する保有個人情報について、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に規定する開示、訂正及び利用停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書等の様式）

第 2 条 法第 77 条第 1 項に規定する開示請求書、法第 91 条第 1 項に規定する訂正請求書及び法第 99 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、別に定める様式により、それぞれ作成しなければならない。

（開示の制限等）

第 3 条 保有個人情報の開示（写しの交付を除く。）を受ける者は、開示に係る公文書（その写しを含む。）又は開示のため使用する専用機器を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱いなければならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、同項の開示を中止することができる。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
2 広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程（平成 13 年広島市農業委員会規程第 5 号）は、廃止する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第 7 号

令和 5 年 4 月 12 日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 松井 勝憲

- 1 日時 令和5年4月19日(水) 午後1時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題  
【公開予定議題】  
(1) 「10オフ運動」の令和4年度取組結果及び令和5年度取組概要について(報告)  
(2) 広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について(報告)  
【非公開予定議題】  
(3) 教職員の人事について(議案)

**監査公表**

広島市監査公表第10号

(別紙)

平成31年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表  
(市民局)

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日  
令和2年2月6日(広島市監査公表第3号)
- 2 包括外部監査人  
大濱 香織
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和5年3月29日(広文振第969号及び第971号)
- 4 監査のテーマ  
広島市が出資している法人の「ヒト・モノ・カネ」に関する財務事務の執行について
- 5 監査の結果(指摘事項)及び措置の内容

(1) 交通科学館の入場者総数について  
(所管課:市民局文化スポーツ部文化振興課)

| 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア 現在の施設入場者総数の測定方法及び平成30年度の施設入場者総数について<br/>交通科学館は、担当課に対して、平成30年度の入場者数について、「観覧合計」65,339人、「観覧以外合計」192,938人、「施設入場者総数」258,277人と報告した。<br/>「観覧合計」として報告される有料観覧エリアの人数は、個人の有料の入場者はチケットの発行枚数で人数を把握し、個人の無料の入場者は有料観覧エリア入口で接遇担当者が人数を数えて把握し、団体については、利用人数を記載した「見学申込書」の提出を受けて人数を把握している。<br/>一方、「観覧以外合計」として報告される人数は、おもしろ自転車利用人数、バッテリーカート利用人数、企画展関連事業参加者数、1階無料スペースで実施するパネル展示観覧者数、被爆電車公開事業参加者数、工作教室・サイエンスショー等教育普及事業参加者数、学校団体向け教育プログラム参加者数、ライブラリー利用者数の合計である。</p> <p>イ 重複カウントの実態<br/>上記アの入場者総数の測定方法では、1人の入場者が「観覧合計」と「観覧以外合計」で重複することもあり、「観覧以外合計」の中でも重複して何人分にも数えられる可能性がある。<br/>交通科学館の現在の利用人数の測定方法及び過去と平成30年度の入場者総数の比較分析結果を踏まえると、交通科学館の平成30年度の「観覧以外合計」192千人及び「施設総入場者数」258千人にはかなりの重複分が含まれていると考えられる。<br/>令和元年9月13日に交通科学館の現地往査を実施したが、その日の入場者総数について、交通科学館にヒアリングした結果、担当課に報告される入場者総数は1,004人(内訳は、「観覧合計」434人、「観覧以外合計」570人)であるが、このうち477人が重複カウントされており、実際の入場者の人数は527人であった。担当課には実数の約2倍の人数が入場者総数として過大報告されていることになる。</p> <p>ウ 「観覧者以外合計」の内訳の把握<br/>交通科学館が担当課に提出する事業報告書に添付された観覧利用者集計表には、「観覧合計」は全28の内訳を設定してそれぞれに人数を記載し、担当課が確認している一方で、「観覧以外合計」はその内訳が一切記載されておらず、合計人数が記載されているに過ぎない。これでは担当課は、「観覧以外合計」を構成する各エリアの利用状況を把握することができない。担当課は「観覧以外合計」に含まれる利用人数の実態を内訳ごとに把握するべきである。</p> | <p>監査の結果を受け、入場者総数を重複カウントなく把握できる測定方法について、施設の管理運営や利用者の利便性の確保の観点も踏まえながら、指定管理者と検討を行った。その結果、施設の出入口を正面出入口に限定し、令和4年4月から、施設の出入口に設置した高精度の入館者カウンターを用いて入場者数を測定することとし、重複カウントを解消した。また、事業報告書に添付される観覧利用者集計表について、「観覧以外合計」の内訳を記載することとした。<br/>なお、「広島市統計書」等の統計データとして使用されている入場者総数について、統計データ利用者に対して誤解を与えることのないよう、令和5年度版から必要な注記を付すこととし、関係局と協議している。</p> |

**包括外部監査の結果(指摘事項)に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表について**

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、併せて通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

- 令和5年4月11日
- 広島市監査委員 政 氏 昭 夫
- 同 井 戸 陽 子
- 同 山 路 英 男
- 同 山 内 正 晃

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>エ 現状の測定方法の問題点<br/>                 担当課は、交通科学館への入場者が通過する出入口は計6か所あり、屋外広場へは館内を通ることなく、車でも入れる構造となっており、施設の特性上、カウンター機器のみでは正確な入場者数を測ることができないため、現在のような職員がエリアごとに正確な入場者数を計測し、合計する方法を採用している、という。<br/>                 エリアごとに正確な入場者数を計測していたとしても、担当課はエリアごとの内訳を承知していない。また、エリアごとの入場者数は正確でも、それを合計した入場者総数は、交通科学館の利用状況を示す指標として、第三者がそれを見て、確からしいと納得できる数字になっているとは言い難く、説得力がない。<br/>                 現状の測定方法による入場者総数は交通科学館に関する経済性、効率性、有効性の評価を誤らせるおそれがあり、入場者数の測定方法を再考すべきであると考え。</p> <p>オ 今後の方向性<br/>                 担当課は、当該施設では平成18年度からこの測定方法を採用しており、利用状況について十分傾向を示す数値になっているものと考えているというが、現状の測定方法で明らかなのは、有料観覧エリアの入場者数が減少し続けているという点のみである。観覧以外合計の合計人数が年々増加していることから読み取れる傾向とは何を指しているのか不明である。観覧以外合計の内訳は担当課への報告対象となっておらず、内訳間で重複している人数が把握できるわけでもない。1人の方が、エリアを横断的に回るようになり、1人当たりの滞在時間が伸びている可能性もあり、交通科学館を訪れて有料観覧エリア以外を利用する人の実人数が増えている可能性もあるが、どれも明確ではない。<br/>                 1人の入場者が重複して何人分にも数えられ、しかも重複している人数を概数でも把握することができない入場者数の測定方法は、公共施設の利用状況を表す指標の測定方法としては不適當であり、採用されるべきではない。<br/>                 確かに、カウンター機器のみでは、正確な入場者数を測定することはできないが、特定の混雑日においては車の台数を基に試算を行う方法などを組み合わせて集計すれば、利用者の実人数により近い人数を求めることが可能である。年間で約3億円の市税を投入して運営している交通科学館の利用状況をより正確に把握し、今後の運営方針を決める参考にするために、実人数の数倍に膨れ上がっていると推定される現状の測定方法を是認することは不適當であり、交通科学館の利用実態をより正しく示す測定方法を担当課と交通科学館は検討されたい。</p> <p>カ 入場者総数の測定方法に関する各種資料への注記について<br/>                 交通科学館の入場者総数は、「広島市統計書」等の統計データとして使用されているが、交通科学館の入場者総数の測定方法は、過去に2回変更され、測定結果の連続性が失われている。そのため、このままでは時系列分析を行うことができない。入場者総数の測定方法を変更する場合には、いつからどのように変更したのかという点について、注記をする必要がある。<br/>                 統計データ利用者に対して誤解を与えないよう、交通科学館の入場者数の測定方法は他の博物館等と異なっており、入場者の人数には重複があり、重複している人数は不明である旨を注記すべきである。</p> |                                                                                                                                                                             |
| <p>(2) 防火シャッターの危害防止装置の未設置について<br/>                 (所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                             |
| <p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p> <p>平成17年12月、改正建築基準法施行令等が施行され、防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止措置が義務付けられたが、交通科学館の防火シャッターは、平成29年度及び平成30年度の建築設備定期点検において、危害防止装置の未設置が指摘されている。<br/>                 交通科学館によれば、危害防止装置を設置するべき防火シャッターは合計9枚あり、見積りでは、合計で6,440千円(税抜)の費用がかかるとのことであった。<br/>                 基本協定書によれば、交通科学館の施設の修繕については、1件につき原則として100万円以上のものについては、広島市が必要と認めた場合には、広島市の費用と責任において実施するものと定められており、本件についても、広島市が行うべき修繕である。<br/>                 交通科学館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、担当課は、早急に防火シャッターの危害防止装置を設置すべきである。<br/>                 担当課における予算措置が不可能であるならば、担当課と交通科学館で協議の上、交通科学館が指定管理料から修繕費を負担することができないか、検討されたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p style="text-align: center;">措 置 の 内 容</p> <p>監査の結果を受け、本市において予算措置し、令和4年3月に9枚ある防火シャッターの全てに危害防止装置を設置した。<br/>                 今後も、利用者の安全を確保するため、より適切な施設の機能維持に努める。</p>        |
| <p>(3) エレベーター機器の劣化について<br/>                 (所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                             |
| <p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p> <p>交通科学館の館内外に設置されたエレベーター機器は、設置から23年が経過し全体的に機器の経年劣化が進み、一部の部品については製造中止となっているため、万一、故障が起こった場合は代替品や改造での対応となり、多大な時間を要する可能性がある。<br/>                 平成28年9月からの半年間に7回の故障(かごの停止位置のズレ5回、閉じ込め事故1回、その他1回)が起こって以降は、エレベーターの故障は発生していなかったが、令和元年7月に2件の故障が発生し、部品取替え等の処置を行っている。<br/>                 交通科学館の施設の機能を適正に維持するとともに利用者の安全を確保するため、担当課はエレベーターの修繕を優先的に行う必要がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p style="text-align: center;">措 置 の 内 容</p> <p>監査の結果を受け、本市において予算措置し、現在エレベーターの更新工事を行っており、令和5年3月末までに完了する見込みである。<br/>                 今後も、利用者の安全を確保するため、より適切な施設の機能維持に努める。</p> |
| <p>6 監査の意見及び対応の内容</p> <p>レストラン閉店後の対応について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                             |

(所管課：市民局文化スポーツ部文化振興課)

| 監査の意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>交通科学館1階には、以前、民間業者が出店し市が目的外使用の許可を行ったレストランがあったが、運営業者が撤退し、平成29年3月にレストランは閉店した。</p> <p>レストラン閉店後は、飲食エリアは団体客の昼食休憩スペースとして利用されている。厨房エリアはレストラン閉店後、2年半以上使われない状態が続いている。</p> <p>レストラン閉店を知らせる貼り紙が貼ってある状態は、交通科学館に対する利用者の印象を損ねるものである。また、厨房スペースや、厨房機器等の備品について、長期間遊休状態にあることは、有効性の観点から問題がある。</p> <p>担当課は、新しい運営業者を探して、レストランを再開するのか、レストラン以外の形態に変更するのか、これ以上対応を先延ばしすることなく、方針を決定し実行に移すべきである。</p> | <p>監査の意見を受け、レストランについては、新しい運営業者の出店が見込めないことから再開せず、レストラン以外の形態に変更することで方針を決定した。飲食エリアについては平成30年4月から団体利用者向けの休憩スペースとして活用している。また、厨房エリアについては、設置している厨房機器等の備品の一部を他施設へ移設して活用しているが、残る備品についても処分等を引き続き検討し、処分等が完了するめどが立った時点で同エリアの活用を改めて検討する。</p> |

広島市監査公表第11号

令和5年4月17日

令和5年2月16日付け第1501号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 路 英 男  
 同 山 内 正 晃

(別紙)

広 監 第 4 号

令和5年4月17日

請求人

(略)

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
 同 井 戸 陽 子  
 同 山 路 英 男  
 同 山 内 正 晃

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について

(通知)

令和5年2月16日付け第1501号で受け付けた広島市職員に関する措置請求(以下「本件措置請求」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

請求書の記載内容から、請求の要旨は次のとおりと整理できる。

恵下埋立地(仮称)建設工事での伐採木処分費支出が過大であることが証明されている処分費に関する措置請求

(1) 監査請求の概要

「恵下埋立地(仮称)建設工事」において、「広島130う1

033」のトラックで運搬した伐採木の処分費が過大である明らかな証拠があるので、過大に支払った処分費の返還を求めて監査請求します。

「伐採木運搬過積載管理表」によれば、「広島1033」というナンバーのトラックは荷箱などがあり車体重量が重いため、最大積載重量は6000kgしかありません。それに比べて、「広島3133」というナンバーのトラックは荷箱がなく車体が軽いので9400kgまで積むことができます。積載重量欄を見ると、「広島1033」は5610kgの幹材を積み、「広島3133」は9170kgの幹材を積んでいます。

幹材の体積は、「産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)」によって、「広島130あ3133」というナンバーのトラックは24㎡、「広島130う1033」というナンバーのトラックは32.2㎡とされています。そしてその体積で処分費が支払われています。荷箱のないトラックで測定した24㎡の幹材の重さが9170kgであるのに対して、荷箱のあるトラックでは32.2㎡の幹材の重さが5610kgしかなく、矛盾が生じます。

24㎡で9170kgであれば32.2㎡では12300kg程度になります。(比例按分の結果)この値に比べて5610kgが誤差の範囲を超えてあまりに小さく(約45%しかない)、このような大きな開きは、実際には幹材が荷箱に満杯ではなかったという明らかな証拠となります。そこで、この証明によって明らかにされた運搬については、過大支出に疑いの余地がないことから、監査請求するものです。

(2) 請求の対象となる職員

この工事及び支払いに係る職員

(3) 損害の推定

約55,000円と推定される。

(4) 請求する措置

過大支払いとなっている処分費を認定し、受注業者から返還してもらった措置を講じること

(事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。)

【事実証明書1】伐採木運搬過積載管理表

【事実証明書2】産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)

【事実証明書3】荷箱のないトラック広島130あ3133の荷姿

【事実証明書 4】 荷箱のあるトラック広島 130う1033 の荷姿

【事実証明書 5】 荷箱の容量による処分費の支払いが過大であることの根拠を視覚的に分かり易く示した証明

【事実証明書 6】 過払い額の推定

【事実証明書 7】 「荷積み状態の体積」についての広島市都市整備局技術管理課長及び広島県土木建築局技術企画課長の回答

【事実証明書 8】 市民団体が、工事終了前に適正な数量に見直し、設計変更によって減額する等で税金の不当支出を適正にするよう求めた質問書の事例

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の所定の要件を具備するものと認め、令和 5 年 3 月 10 日に、同年 2 月 16 日付けでこれを受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から追加事実証明書が提出されるとともに、次のとおり、代理人により本件措置請求の内容に沿って陳述が行われた。

(1) 陳述日

令和 5 年 3 月 28 日

(2) 代理人

(略)

(3) 主な陳述内容

- ・ 平成 28 年 6 月 8 日に中間処理施設に搬出した産業廃棄物である伐採木については、伐採木運搬過積載管理表によれば、荷箱のあるトラックで運搬した幹材の重量は 5.61 トンであり、荷箱満載の体積 32.2 m<sup>3</sup> に対して処分費が支払われている。一方で、同じ日に荷箱のないトラックで搬出した幹材の重量は 9.17 トンであり、その荷積みの体積 24 m<sup>3</sup> に対して処分費が支払われている。

- ・ 9.17 トンの幹材が 24 m<sup>3</sup> であるなら、5.61 トンの幹材が 32.2 m<sup>3</sup> となるのは物理現象としてあり得ないことで、これは荷箱が満載でなかった明らかな証拠である。

2 広島市長（環境局施設部埋立地整備管理課（旧恵下埋立地建設事務所））の意見書

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和 5 年 3 月 17 日付け広施埋第 160 号により意見書の提出があった。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、次の通りである。

(1) 本市の意見の趣旨

請求人の主張しているような不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 請求人の主張に対する反論等について

請求人が伐採木の処分費の支払いについて、不当であると主張しているような不当な支出は生じていない。以下その理由を述べる。

請求人は、本件工事で、平成 28 年 6 月 8 日に荷箱のない「広島 130あ3133」のトラックで運搬した伐採木の積載重量と積載容量により比例案分した数値を基に、トラック「広島 130う1033」の積載容量から算出した積載重量から、トラック「広島 130う1033」が満載でなかったことは明らかであり、過大な支出が生じていると主張している。

しかし、A 企業体は、平成 28 年 6 月 8 日に運搬した「広島 130う1033」のトラックを含め、処分施設へ伐採木を運搬した全車両について、満載であることを実際に確認したうえで、事前に計測したトラックの荷箱容量を伐採木の処分量としている。

また、本市が施工状況の照合等を委託している現場技術員が、伐採木を多量に搬出している時期については、ほぼ毎日、トラックの積込状況等を確認しており、運搬する処分施設ごとに 1 回以上、立会を行い、満載に積み込まれていることを確認し、写真でも記録している。

さらに、本市においても、トラックの積込状況写真により、伐採木の積載状況を確認しており、その中で満載に積み込まれた状態でないとは判断したものについては、実際の積込状況に合わせ、伐採木の処分量を決定している。

なお、本市は、A 企業体から、荷箱のあるトラックに木材を積み込む場合、大きな空隙が生じないよう、さまざまな長さの幹や枝葉を積込、運搬したことを確認している。よって、伐採木については、運搬ごとに積み方や種類等により重量が異なり、運搬する荷積みの比重が均一でないことから、重量データを比例案分し、荷積みの容量を算出する方法を必ずしも否定するものではないが、請求人が事実証明書 5 で示された、幹のみを積載したトラック 1 台のみの重量データにより比重を算出し、荷箱のあるトラックの積載量を算出するとした方法は適切でなく、荷箱が満載ではなかったという証拠にはならない。

このように、伐採木の処分費は、実際の荷積状態での体積で支払っており、平成 28 年 6 月 8 日に運搬した「広島 130う1033」のトラックが荷箱に満載でなく、過大な支出が生じているとの請求人の主張は事実ではない。

イ まとめ

以上の次第で、本件工事で支出した伐採木の処分費は、処分施設に運搬した伐採木の体積（実際の荷積状

態)に対して支払っており、本市には何らの不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

### 3 監査対象事項

請求人は、平成28年6月8日に「広島130う1033」のトラックが搬出した伐採木は、荷箱満載に積み込まれていなかったにもかかわらず、荷箱満載に積み込まれていたものとして受注者に処分費を支払ったことは過大な支出であり、市に損害が発生したと主張していると認められる。

この主張については、別途1の令和5年2月7日付け広島市監査公表第5号で監査結果(以下「前回監査結果」という。)を公表した広島市職員に関する措置請求(以下「前回措置請求」という。)の内容の一部を取り上げたことを確認しているが、前回請求人と今回請求人とが同一人ではないため、本件工事の請負契約に基づき平成28年6月8日に「広島130う1033」のトラックが搬出した伐採木処分費が、過大になっているとした請求内容に事実があるかについて監査する。

### 4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述内容、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うほか、公表(令和5年2月7日付け広島市監査公表第5号)した前回措置請求等、これまでに実施した監査での知見を活用し、本件措置請求において述べられている事実関係について確認した。

## 第4 監査の結果

### 1 事実の確認

本件措置請求と前回措置請求の請求内容の比較を行ったところ、新たな事実関係は確認できず、本件措置請求において述べられている事実関係は、前回措置請求において述べられている事実関係に包含されているものであると認められる。

したがって、本件措置請求に対する判断の基となる事実関係については、前回監査結果において確認した事実関係のとおりである。

なお、請求人は、伐採木運搬過積載管理表の記録から、平成28年6月8日に荷箱のないトラック「広島130あ3133」で運搬した伐採木の単位体積当たりの比重を求め、その比重を荷箱のあるトラック「広島130う1033」の荷箱の容量に当てはめた場合の重量を導き出し、その重量と計量伝票の重量を比較することにより、荷箱は満載の荷積み状態ではなかったとして過大な支払いがあったと主張しているが、平成28年6月8日に伐採木を運搬した前述の2台のトラックが運搬したそれぞれの伐採木が同じ比重であった事実や、「広島130う1033」のトラックが満載でなかった事実を示す証拠はない。

一方で市は、伐採木運搬過積載管理表に記録のある平成28年6月8日に伐採木を運搬した「広島130う1033」

のトラックについて、トラックの荷箱に満載の荷積み状態であったことを確認していたことを、受注者より口頭で確認していた。

また、恵下埋立地(仮称)建設工事において、伐採木の運搬を開始した平成28年6月頃は、平成29年10月6日に公表している監査結果による勧告に基づく是正措置後に、有価物として木材市場に売却することになった幹や、産業廃棄物として処分する幹や枝葉、根株といった全ての伐採木の部位を、中間処理施設に運搬するとしていた時期であり、平成28年6月8日にトラックで運搬された伐採木のうち、電子マニフェスト帳票や伐採木運搬過積載管理表に記載されたトラックの積荷の種別が、幹となっているものについて、その種類や比重が異なるものが混在しており、それが同じ中間処理施設に運搬されていたことを確認した。

### 2 判断

上記1の事実関係から、本件措置請求に対する判断は、前回監査結果における判断のとおりとする。

なお、請求人は、平成28年6月8日に荷箱のないトラック「広島130あ3133」で幹材を運搬した際の積荷の体積と重量の計量結果からその積荷の比重を算出し、その比重を同日の産業廃棄物の幹材を運搬した荷箱のあるトラック「広島130う1033」の荷箱容積に置き換えた場合の重量を求め、同トラックが運搬した積荷の計量結果と比較することで、その重量からすると荷箱が満載ではなかった明らかな証拠になると主張しているが、荷箱のあるトラック「広島130う1033」がほぼ同じ比重の幹材を運搬した証拠は示されておらず、その主張は仮定であるに過ぎない。

また、市は、平成28年6月8日に中間処理施設へ伐採木を運搬した「広島130う1033」のトラックは、満載であることを確認したうえで、事前に計測したトラックの荷箱容積を伐採木の処分量として確認したとしており、これについて監査した限りにおいて、市の主張を覆すに足る証拠は見当たらなかった。

### 3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

(別添1)

広島市監査公表第5号

令和5年2月7日

令和4年12月13日付け第1168号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫

同 井 戸 陽 子

同 山 路 英 男

同 山 内 正 晃

(別紙)

廣 監 第 1 7 0 号  
令和 5 年 2 月 7 日

請求人  
(略)

廣 島 市 監 査 委 員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

**広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
(通知)**

令和 4 年 1 2 月 1 3 日 付 第 1 1 6 8 号 で 受 け 付 け た 廣 島 市 職 員 に 関 す る 措 置 請 求 ( 以 下 「 本 件 措 置 請 求 」 と い う 。 ) に つ い て、地 方 自 治 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ) 第 2 4 2 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 監 査 を 行 っ た の で、そ の 結 果 を 同 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 通 知 す る。

**第 1 請 求 の 要 旨**

請 求 書 の 記 載 内 容 か ら、請 求 の 要 旨 は 次 の と お り と 整 理 で き る。

恵 下 埋 立 地 ( 仮 称 ) 建 設 工 事 で の 伐 採 木 処 分 費 支 出 に お け る 不 当 な 処 理 に 関 す る 措 置 請 求

**(1) 監 査 請 求 の 概 要**

「 恵 下 埋 立 地 ( 仮 称 ) 建 設 工 事 」 で は、伐 採 木 の 産 廃 処 分 に 係 る 「 処 分 費 」 の 支 出 に お い て、市 民 団 体 か ら は、「 受 注 者 か ら 請 求 さ れ た 伐 採 木 の 処 理 数 量 は 水 増 し に な っ て い る の で、適 正 数 量 に 見 直 し、当 該 工 事 の 請 負 契 約 が 終 了 す る 前 に 設 計 変 更 に よ っ て 減 額 し な け れ ば、不 当 な 支 出 に な る 」 旨、環 境 局 に 伝 え ら れ て い た が、工 事 担 当 者 は 見 直 し を し な っ た。

そ の 結 果、水 増 し 請 求 に 対 す る 水 増 し 支 払 い が 確 定 し た。

工 事 を 担 当 し た 職 員 を 中 心 と す る 関 係 職 員 の 行 為 が 不 当 な 財 務 会 計 処 理 に あ た る こ と か ら 監 査 請 求 す る も の で あ る。

「 恵 下 埋 立 地 ( 仮 称 ) 建 設 工 事 」 は、2 0 1 6 年 3 月 1 日 に 工 事 請 負 契 約 が な さ れ、2 0 2 2 年 8 月 3 1 日 に 請 負 契 約 が 終 了 し た。本 件 工 事 の 支 払 額 は 約 1 1 4 億 4 5 2 2 万 円 で あ っ た が、そ の 中 伐 採 木 の 処 分 費 と し て 支 出 さ れ た 約 1 億 円 ( 推 定 ) が、担 当 職 員 の 不 適 切 処 理 に よ る 不 当 支 出 に な っ て い る と 考 え ら れ る。

本 件 工 事 で、伐 採 木 は 産 廃 と し て 処 分 す る た め に 約 2 2 0 0 台 の ト ラ ッ ク で 運 搬 さ れ た。そ の ほ と ん ど す べ て が 荷 箱 の あ る ト ラ ッ ク で あ り、受 注 者 が 荷 箱 の 容 量 で 請 求 し た た め、莫 大 な 水 増 し 請 求 と 水 増 し 支 払 い が 行 わ れ た。少 なく 見 積 も っ て も 約 1 億 円 に な る と 推 定 さ れ た。

こ の 水 増 し 支 払 い は、工 事 監 督 員 が 数 量 確 認 を 怠 っ て い た

こ と に 原 因 が あ る。積 み 込 ん だ ト ラ ッ ク 毎 に 伐 採 木 の 「 荷 積 み 状 態 の 体 積 」 を 測 定 し、そ の 数 量 に 対 し て 支 払 い を す べ き と ころ、荷 積 み 状 態 の 体 積 を 荷 箱 の 容 量 に 置 き 換 え、そ れ で 是 と し て 確 認 を 怠 っ て い る。

本 件 工 事 で は、荷 箱 の あ る ト ラ ッ ク に つ い て、全 て の 運 搬 ト ラ ッ ク で 荷 箱 の 容 量 が 伐 採 木 の 体 積 に 等 し い と し て 処 分 費 の 請 求 が 行 わ れ て い た 結 果、莫 大 な 水 増 し 請 求 と な っ て 約 1 億 円 ( 推 定 ) も の 水 増 し 支 払 い に な っ た た め に 税 金 の 不 当 な 支 出 が 確 定 し た。

**(2) 請 求 の 対 象 と な る 職 員**

こ の 工 事 及 び 支 払 い に 関 係 す る 職 員

**(3) 損 害 の 推 定**

約 1 億 円 と 推 定 さ れ る。

**(4) 請 求 す る 措 置**

過 大 支 払 い と な っ て い る 処 分 費 を 認 定 し、受 注 業 者 か ら 返 還 し て も ら う 措 置 を 講 じ る こ と

( 事 実 を 証 す る 事 実 証 明 書 と し て 次 の 書 類 が 提 出 さ れ て い る が、添 付 を 省 略 す る 。 )

【 事 実 証 明 書 1 】 伐 採 木 運 搬 過 積 載 管 理 表

【 事 実 証 明 書 2 】 産 業 廃 棄 物 管 理 票 ( 電 子 マ ニ フ ェ ス ト )

【 事 実 証 明 書 3 】 荷 箱 の な い ト ラ ッ ク 廣 島 1 3 0 あ 3 1 3 3 の 荷 姿

【 事 実 証 明 書 4 】 荷 箱 の あ る ト ラ ッ ク 廣 島 1 3 0 う 1 0 3 3 の 荷 姿

【 事 実 証 明 書 5 】 荷 箱 の 容 量 に よ る 請 求 が 水 増 し 請 求 で あ る こ と の 根 拠 を 視 覚 的 に 分 かり 易 く 示 し た 図

【 事 実 証 明 書 6 】 水 増 し 支 払 額 の 推 定

【 事 実 証 明 書 7 】 「 荷 積 み 状 態 の 体 積 」 に つ い て の 廣 島 市 都 市 整 備 局 技 術 管 理 課 長 及 び 廣 島 市 都 市 整 備 局 技 術 管 理 課 長 の 回 答

【 事 実 証 明 書 8 】 市 民 団 体 が、工 事 終 了 前 に 適 正 な 数 量 に 見 直 し、設 計 変 更 に よ っ て 減 額 す る 等 で 税 金 の 不 当 支 出 を 適 正 に す る よ う 求 め た 質 問 書 の 事 例

【 事 実 証 明 書 9 】 住 民 監 査 請 求 の 監 査 結 果 ( 令 和 4 年 4 月 1 9 日 公 表 廣 島 市 監 査 公 表 第 9 号 ~ 1 2 号 ) 結 論 を 支 配 し た 廣 島 市 長 名 の 「 意 見 書 」 ( 満 杯 に な り 得 な い 事 実 を 伏 せ て い る )

**第 2 請 求 の 受 理**

本 件 措 置 請 求 は、地 方 自 治 法 第 2 4 2 条 第 1 項 の 所 定 の 要 件 を 具 備 す る も の と 認 め、令 和 5 年 1 月 1 2 日 に、令 和 4 年 1 2 月 1 3 日 付 け で こ れ を 受 理 す る こ と を 決 定 し た。

**第 3 監 査 の 実 施**

**1 請 求 人 に よ る 証 拠 の 提 出 及 び 陳 述**

地 方 自 治 法 第 2 4 2 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き、請 求 人 に 対 し、証 拠 の 提 出 及 び 陳 述 の 機 会 を 設 け た と ころ、請 求 人 か ら



新たな証拠の提出はなかったものの、次のとおり代理人により、本件措置請求の内容に沿って陳述が行われた。

(1) 陳述日

令和5年1月25日

(2) 代理人

(略)

(3) 主な陳述内容

伐採木の処分費は、トラックに積み込んだ荷積み状態の体積に対して支払うべきであるにもかかわらず、トラックの荷箱の容量で支払われており、過大な支払いとなった。

- ・ 工事監督員が数量の確認を怠り、荷箱のあるトラックでは荷箱の容量を積み荷の量とする逸脱した行為が問題である。

2 広島市長（環境局施設部埋立地整備管理課（旧恵下埋立地建設事務所））の意見書

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和5年1月20日付け広施埋第127号により意見書の提出及び同年2月1日付け広施埋第131号により補充意見書の提出があった。なお、陳述は行われなかった。

これらの意見書の主な内容は、次のとおりである。

(1) 本市の意見の趣旨

請求人の主張しているような不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア 請求人の主張に対する反論等について

請求人が伐採木の処分費の支払いについて、違法・不当であると主張しているような不当な支出は生じていない。以下その理由を述べる。

請求人は、本件工事で、伐採木は産廃として処分するために約2200台のトラックで運搬され、そのほとんどすべてが荷箱のあるトラックであり、受注者が荷箱の容量で請求したため、莫大な水増し請求と水増し支払いが行われたと主張している。

しかし、A企業体は、処分施設へ伐採木を運搬した全車両（約2200台）について、満載であることを実際に確認したうえで、事前に計測したトラックの荷箱容量を伐採木の処分量としている。

つまり、A企業体が本市へ報告している伐採木の処分量は、トラックの荷箱に伐採木を満載にして、運搬した数量であり、結果的にトラックの荷箱容量と一致しているものである。

また、本市が施工状況の照合等を委託している現場技術員が、伐採木を多量に搬出している時期については、ほぼ毎日、トラックの積込状況等を確認しており、運搬する処分施設ごとに1回以上、立会を行い、満載に積み込まれていることを確認し、写真でも記録している。

さらに、本市においても、トラックの積込状況写真

（全34枚）により、伐採木の積載状況を確認しており、その中で満載に積み込まれた状態でないと判断したのものについては、実際の積込状況に合わせ、伐採木の処分量を決定している。

実際に、伐採木がトラックの荷箱に満載に積み込まれた状態でないと判断される写真があったため、平成29年11月から平成31年2月末までに処分施設へ搬入された伐採木の数量（414台のトラック搬出分）については、トラックの荷箱容量に0.8を乗じた数量で処分量を決定している。

なお、本市は、A企業体から、荷箱のあるトラックに木材を積み込む場合、大きな空隙が生じないように、さまざまな長さの幹や枝葉を積込、運搬したことを確認している。よって、伐採木については、運搬ごとに積み方や種類等により重量が異なり、運搬する荷積みの比重が均一でないことから重量データを比例案分し、荷積みの容量を算出する方法を必ずしも否定するものではないが、請求人が事実証明書5で示された、幹のみを積載したトラック1台のみの重量データにより比重を算出し、荷箱のあるトラックの積載量を算出するとした方法は適切でなく、荷箱が満載ではなかったという証拠にはならない。

このように、伐採木の処分費は、実際の荷積状態での体積で支払っており、トラックの荷箱の容量で支払っているとの請求人の主張は事実ではない。

イ まとめ

以上の次第で、本件工事で支出した伐採木の数量は、処分施設に運搬した伐採木の体積（実際の荷積状態）に対して支払われており、本市には何らの不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

3 監査対象事項

請求人は、産業廃棄物として処分されている伐採木の処分費は、伐採木の体積に対して支払われなければならないにもかかわらず、荷箱の容量より少なく積み込まれた伐採木を荷箱の容量分あるとする不適正な履行確認により過大に算定され、その結果、受注者に対し処分費が余分に支払われ、市に損害が発生したと主張していると認められる。

このため、本件工事の請負契約に基づく支払（完成払を含む。）に係る履行確認において、伐採木の処分量を適正に確認せず、これにより伐採木の処分費の支払が違法又は不当になっているかについて監査する。

4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取りを行うほか、本件措置請求において述べられている事実関係について、別添の令

和 4 年 4 月 1 9 日 付 け 広 監 第 1 4 号 「 広 島 市 職 員 に 関 す る 措 置 請 求 に 係 る 監 査 結 果 に つ い て ( 通 知 ) 」 ( ほ か に 3 件 同 様 の 内 容 の も の が あ る 。 以 下 「 前 回 監 査 結 果 」 と い う 。 ) で 監 査 結 果 を 通 知 し た 広 島 市 職 員 に 関 す る 措 置 請 求 ( 以 下 「 前 回 措 置 請 求 」 と い う 。 ) に お い て 述 べ ら れ て い る 事 実 関 係 と 比 較 し、違 い の 有 無 に つ い て 確 認 し た。

第 4 監 査 の 結 果

1 事 実 の 確 認

本 件 工 事 の 請 負 契 約 に お け る 伐 採 木 の 処 分 費 の 支 払 に つ い て は、本 件 措 置 請 求 に お い て 述 べ ら れ て い る 事 実 関 係 と 前 回 措 置 請 求 に お い て 述 べ ら れ て い る 事 実 関 係 は、履 行 確 認 に 係 る 点 に お い て 内 容 が 同 一 の も の で あ る と 認 め ら れ る。

し た が っ て、本 件 措 置 請 求 に 対 す る 判 断 の 基 と な る 事 実 関 係 に つ い て は、前 回 監 査 結 果 に お い て 確 認 し た 事 実 関 係 の と お り で あ る。

な お、受 注 者 は、令 和 2 年 8 月 か ら 令 和 3 年 1 1 月 に 伐 採 木 の 処 分 を 完 了 す る ま で の 間 に お い て、伐 採 木 を ト ラ ッ ク の 荷 箱 に 満 載 し た 状 態 で の 運 搬 ・ 処 分 量 を 重 量 で マ ニ フ ェ ス ト に 記 載 す る よ う 変 更 し、市 に お い て は、そ の 重 量 を 体 積 に 換 算 し て 処 分 量 を 確 定 し た 後、契 約 変 更 を 経 て、所 定 の 検 査 員 に よ る 検 査 を 行 い、伐 採 木 の 処 分 費 に 係 る 履 行 確 認 を 行 っ て い た。

2 判 断

上 記 1 の 事 実 関 係 か ら、本 件 措 置 請 求 に 対 す る 判 断 は、前 回 監 査 結 果 に お け る 判 断 の と お り と す る。

な お、完 成 払 に 係 る 伐 採 木 の 処 分 量 の 一 部 が 重 量 で マ ニ フ ェ ス ト に 記 載 さ れ て い た が、そ の 重 量 を 体 積 に 換 算 し て 処 分 量 を 確 認 し て お り、履 行 確 認 も 適 正 に な さ れ て い た こ と か ら、こ の 判 断 に 影 響 を 与 え る も の で は な い。

3 結 論

請 求 人 の 行 っ た 本 件 措 置 請 求 に つ い て は、理 由 が な い も の で あ り、請 求 を 棄 却 す る。

( 別 添 ) 令和 5 年 2 月 7 日 広 監 第 1 7 0 号 の 別 添

広 監 第 1 4 号

令 和 4 年 4 月 1 9 日

請 求 人

( 略 )

広 島 市 監 査 委 員 政 氏 昭 夫

同 井 戸 陽 子

同 宮 崎 誠 克

同 森 島 秀 治

広 島 市 職 員 に 関 す る 措 置 請 求 に 係 る 監 査 結 果 に つ い て

( 通 知 )

令 和 4 年 3 月 1 5 日 付 け 第 1 5 4 6 号 で 受 け 付 け た 広 島 市 職 員 に 関 す る 措 置 請 求 ( 以 下 「 本 件 措 置 請 求 」 と い う 。 ) に つ い て、

地 方 自 治 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ) 第 2 4 2 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 監 査 を 行 っ た の で、そ の 結 果 を 同 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 通 知 す る。

第 1 請 求 の 要 旨

請 求 の 要 旨 は、請 求 書 の 記 載 内 容 か ら 抜 粋 引 用 す る と、大 要 は 次 の と お り。

広 島 市 長 そ の 他 関 係 す る 職 員 に よ る 伐 採 木 処 分 費 用 支 出 に 関 す る 措 置 請 求

( 1 ) 監 査 請 求 の 概 要

本 監 査 請 求 は、産 廃 と し て 処 分 さ れ て い る 伐 採 木 の 処 分 費 は、運 搬 ト ラ ッ ク の 荷 箱 の あ る な し に 関 係 な く、処 分 施 設 に 運 搬 し た 伐 採 木 の 体 積 に 対 し て 支 払 わ れ な け れ ば な ら ない に も 関 わ ら ず、恵 下 埋 立 地 ( 仮 称 ) 建 設 工 事 に お い て、荷 箱 の あ る ト ラ ッ ク で は 荷 箱 の 大 き さ で 支 払 わ れ て い る こ と が 違 法 ・ 不 当 で あ る と し て、監 査 請 求 す る も の で す。

本 監 査 請 求 は、伐 採 木 の 処 分 費 は、荷 物 の 大 き さ を 測 っ た 体 積 を 基 に し て 支 払 わ れ る べ き で、そ う し て い ない こ と が 違 法 ・ 不 当 で あ る と 主 張 し て い ます。

「 恵 下 埋 立 地 ( 仮 称 ) 建 設 工 事 」 で は、伐 採 木 を 処 分 施 設 ( 再 資 源 化 施 設 ) に 運 搬 し て 再 資 源 化 処 理 す る こ と と し て お り、そ の た め の 処 分 費 を、広 島 市 が 受 注 者 で あ る A 企 業 体 に 支 払 っ て い ます。

2 台 の ト ラ ッ ク で の 運 搬 に 対 し て、荷 箱 の な い ト ラ ッ ク で は 5 2 , 8 0 0 円、荷 箱 の あ る ト ラ ッ ク で は 7 0 , 8 4 0 円 の 処 分 費 が 元 請 業 者 に 支 払 わ れ ま し た。( 実 際 に は、こ れ は 「 直 接 工 事 費 」 で あ り、諸 経 費 が 上 乗 せ さ れ ま す か ら、さ ら に 大 き な 金 額 が 支 払 わ れ て い ます。)

ど ち ら も ほ ぼ 同 じ 量 の 伐 採 木 の 幹 を 運 ん で い ます が、処 分 費 が 大 き く 違 っ て い ます。

伐 採 木 の 数 量 と し て、荷 箱 の な い ト ラ ッ ク の 場 合 は、荷 物 の 大 き さ を 測 っ て そ の 「 荷 積 み 状 態 」 の 体 積 を 計 上 し て い ます。そ れ に 対 し て、荷 箱 の あ る ト ラ ッ ク で は、荷 箱 の 容 積 よ り 少 ない 積 み 荷 を 運 ん で い て も、荷 箱 の 大 き さ で 計 上 さ れ て い ます。こ の こ と か ら 差 が 生 じ た も の で す。こ れ は、ト ラ ッ ク の 荷 箱 の 長 さ が 6 . 1 m で あ る の に 対 し て、積 込 ま れ て い る 木 材 の 長 さ が 4 m で あ る こ と か ら、荷 箱 容 量 の 約 3 分 の 1 に も 及 ぶ 大 き な 空 隙 が 生 じ て し ま い、支 払 額 に 大 き な 差 が で た も の で す。

し か し、伐 採 木 の 処 分 費 は、荷 箱 が あ る な し に 関 係 な く、荷 物 の 大 き さ を 測 っ た 体 積 を 基 と す る こ と が 定 め ら れ て い ます。つ ま り、荷 箱 の な い ト ラ ッ ク の 通 り、荷 積 み 状 態 で の 荷 物 の 体 積 を 計 測 し て、そ の 体 積 に 対 し て 処 分 費 を 支 払 わ な け れ ば な り ま せ ン。

支 払 わ れ た の は、積 み 荷 の 伐 採 木 を チ ッ プ 等 に 再 資 源 化 す る た め の 処 分 費 で す か ら、ど ち ら の ト ラ ッ ク で も、積 み 荷 に 対 し て 支 払 わ れ な け れ ば な ら ない も の で、同 じ よ う な

支払い額になるべきものですが、荷箱のあるトラックでは過大な支払いとなっています。

これは、工事監督員がその任務である数量の確認を怠り、荷箱のあるトラックでは荷箱の容量を積み荷の量とするという逸脱した行為が原因で生じたものです。

公共工事の監督業務は、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）により、その実施が位置付けられています。地方自治法第234条の2第1項は「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定しています。工事監督員には、完了の確認のため、積み荷の体積の測定結果の確認が必要です。

伐採木の処分費は、積算基準によって「荷積み状態の体積」に対して単価設定されており、その体積に対して支払われなければなりません。

本件では、荷物を積み込んだ状態での体積を計測し、その体積に対して処分費の支払いをすべきところを、体積を計測することなく荷箱の容量で支払ったことから、違法な水増し支払いとなっています。

税金を財源とする公共工事では、水増し支払いは許されません。実際に処分する廃棄物の量に対して、その処分に必要となる費用を支払うこととなっており、数量の確認を行うことなく漫然と支払いを続けた結果、莫大な額の水増し支払いが行われたと考えられます。

2台の比較では、18,040円の差（「直接工事費」ベースで）が出ています。実際には1台だけではなく、相当な台数になりますので、全体では数千万円から億円単位に及ぶ差が生じるものと思われます。

産業廃棄物のマニフェストには、「排出量」欄に、トラックの荷箱の容積が記載されており、その数量で処分費の請求が行われていたため生じたものです。

荷箱のあるトラックでは伐採木の量が荷箱の容積で計上されていたために荷箱内の空気に対しても処分費を支払うことになって、結果として過大な支払いになりました。これは、明らかに、違法な支払いです。

なお、通常、トラックの積み荷は、運搬先でトラックスケールによって重量で計量され、計量伝票が発行されるのですから、荷物の体積が分からない場合には、マニフェストに、この重量を記載（収集運搬業者か処分業者によって）することによって確定させるべきものであると思われます。

事実、本件工事の前に行われた「恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事」では、マニフェストに、計量伝票の値を

記載して重量で確定し、その重量に対して請求がなされ、支払いが行われています。

積算基準では、重量が判明していれば、「重量換算係数」によって、重量を体積に換算することで支払いができるようになっています。重量換算係数は0.5 t/m<sup>3</sup>ですから、計量された重量を0.5で除して体積にし、その体積に処分費単価を乗じることで、適正な支払いを行うことができます。

本件工事では、荷箱容量が40m<sup>3</sup>ものトラックでも運搬されています。この荷箱に満杯に積み、重量換算係数を用いて換算すると20tにもなり、日常的に法律に違反して大幅な重量超過での運搬が行われていたことになりませんが、搬入先で計量されることからこのような違法行為はできません。荷箱容量40m<sup>3</sup>のトラックでは車体重量が重くなることから、積み荷は7～8t程度までしか積めないものと思われます。

行政庁には、一定の裁量が認められているものの、その判断が事実の基礎を欠き、社会通念上著しく妥当でないことが明白な場合には、裁量権の逸脱や裁量権の濫用とされます。

本件は、荷積み状態での体積に対して支払わなければならないとされていることから、荷箱の容量で支払うことは、明らかに裁量権の逸脱・濫用が行われているといえます。

(2) 請求の対象となる職員

この工事及び支払いに関係する職員

(3) 損害の推定

荷箱のあるトラックでは、積み荷の量に関わらず荷箱の大きさと支払われ、荷箱のないトラックでは積み荷の量で支払われるという不適切な支払いは、税金の違法な支出であり、積み荷の量とトラックの荷箱の大きさとの差が過大に支出された処分費となるので、それが損害と推定されます。

なお、額の確定にあたっては、先に記載した通り、運搬先によるトラックスケールでの計量伝票に記載の重量を、重量換算係数によって体積に換算して処分費単価（1m<sup>3</sup>当たりの）を乗じて求め、現在の支払額との差を過大に支払われた額として確定することが可能です。

(4) 請求する措置

過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

【事実証明書1】 荷箱のないトラック「広島130あ3133」と荷箱のあるトラック「広島130う1033」での運搬数量（どちらもほぼ同じ量であるにも関わらず大きな差が生じている証拠）

- 【事実証明書 2】 「荷積み状態」についての広島県土木建築局技術企画課長の回答
- 【事実証明書 3】 「荷積み状態」についての広島市都市整備局技術管理課長の回答
- 【事実証明書 4】 排出量欄に荷箱容量が計上されている本件伐採木の電子マニフェストの一部（H 2 8 年 6 月分の一部）
- 【事実証明書 5】 本件電子マニフェストに記載されているトラック毎の荷箱容量
- 【事実証明者 6】 事実証明書 4 に記載されているトラックのうち、車両番号「広島 1 3 0 う 1 0 3 3」の荷箱容量を証明する資料
- 【事実証明書 7】 建設発生木材の処分費単価が積み荷状態での空 m<sup>3</sup>であることについて記載されている文書
- 【事実証明書 8】 社会の一般常識（社会通念）について
- 【事実証明書 9】 処分施設に搬入した伐採木の量を、処分施設で計量した重量で記載している「恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事」のマニフェスト
- 【事実証明書 1 0】 伐採した幹材の長さが 4 m である事実
- 【事実証明書 1 1】 事実証明が不足している場合、具体的に必要とする内容を提示して補正を求めることができるので、その事例。（本事例は、補正を請求したが補正されなかったので受理前却下したという大阪市監査委員の事例（大阪市ホームページ））
- 【事実証明書 1 2】 広島市が、1 回のトラックで運搬した伐採木の数量を、そのトラックの荷箱の容量で数量認定している事実

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の所定の要件を具備するものと認め、令和 4 年 3 月 1 6 日に、同月 1 5 日付けてこれを受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

- (1) 地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。
- (2) これを受けて、請求人は、次のとおり、書類を提出するとともに、令和 4 年 3 月 2 5 日、本件措置請求の要旨に沿って陳述した。

ア 提出された書類

- ・「広島市長その他関係する職員による伐採木処分費用支出に関する措置請求（新たな証拠等）」（添付を省略する。）

イ 主な陳述の内容

- ・伐採木の処分費は、トラックに積み込んだ荷積み状態

の体積に対して支払うべきであるにもかかわらず、トラックの荷箱の容量で支払われており、不当に過大な支出となっていること。

- ・工事監督員が数量の確認を怠り、荷箱のあるトラックでは荷箱の容量を積み荷の量とする逸脱した行為が問題であること。

2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、令和 4 年 3 月 2 4 日付け広施恵第 2 0 8 号により意見書が提出された。なお、陳述は行われなかった。

意見書の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 本市の意見の趣旨

請求人の主張しているような不当な支出は生じていないことから、本件措置請求は却下されるべきである。

(2) 本市の意見の理由

ア マニフェストに記載された「排出量」欄の数量について

請求人は、マニフェストの「排出量」欄には、トラックの荷箱容量を記載していると主張している。

しかし、受注者は、処分施設へ伐採木を運搬した全車両（約 2 2 0 0 台）について、満載であることを実際に確認したうえで、事前に計測したトラックの荷箱容量をマニフェストの「排出量」欄に入力している。

つまり、受注者が本市へ報告しているマニフェストに記載された「排出量」欄の数量は、トラックの荷箱に伐採木を満載にして、運搬した数量であり、結果的にマニフェストに記載された「排出量」欄の数量とトラックの荷箱容量が一致しているだけである。

さらに、本市が施工状況の照合等を委託している現場技術員が、伐採木を多量に搬出している時期については、ほぼ毎日、トラックの積込状況等を確認しており、運搬する処分施設ごとに 1 回以上、立会を行い、満載に積み込まれていることを確認し、写真でも記録している。

イ 伐採木の処分費の支払いについて

請求人は、伐採木の処分費を、伐採木の体積で支払わなければならないにも関わらず、荷箱のあるトラックではトラックの荷箱の容量で支払っており、違法・不当であると主張している。

しかし、上記アのとおり、受注者が本市へ報告しているマニフェストに記載された「排出量」欄の数量は、トラックの荷箱に伐採木を満載にし、運搬した数量である。

また、本市においても、トラックの積込状況写真（全 3 4 枚）により、伐採木の積載状況を確認することにしており、その中で満載に積み込まれた状態でないと判断したものについては、実際の積込状況に合わせ、伐採木の処分量を決定することにしてている。

実際に、伐採木がトラックの荷箱に満載に積み込まれた状態でないと判断される写真があったため、平成29年11月から平成31年2月末までに処分施設へ搬出された伐採木の数量（414台のトラック搬出分）については、マニフェストに記載された「排出量」欄の数量に0.8を乗じた数量で処分量を決定している。

このように、伐採木の処分費は、実際の荷積状態での体積で支払っており、トラックの荷箱の容量で支払っているとの請求人の主張は事実ではない。

ウ 事実証明書1について

請求人は、事実証明書1を根拠に、トラックの荷箱の長さが6.1mであるのに対して、積み込まれている木材の長さが4mであることから、荷箱容量の約3分の1にも及ぶ大きな空隙が生じてしまい、支払額に大きな差が出たものであり、荷箱のあるトラックでは過大な支払いとなっていると主張している。

しかし、事実証明書1に掲載している荷箱に積まれた伐採木は、平成28年6月1日に有価物としての幹を搬出した際の写真であり、その幹は市場に直接運搬し、売却していることから、本市が処分費を支払っている事実はない。

本市は、受注者から、伐採木を積み込む場合、トラックの荷箱に大きな空隙が生じないように、さまざまな長さの有価物でない幹や枝葉、根株を積込、運搬したことを確認している。

また、本市においても、実態として満載状態かどうか、大きな空隙が生じている事実がないかを確認するため、処分施設に対して伐採木の搬入状況について照会し、平成31年3月19日付けで、処分施設から満載状態であることを確認し受け入れた旨の回答を文書で受理している。

したがって、荷箱容量に大きな空隙が生じて運搬している事実はない。

エ 事実証明書10について

請求人は、事実証明書10を根拠に、処分施設へ搬入するトラックに積み込まれている木材の長さが4mであると断定しており、事実証明書10に記載している木材市場での記録が、あたかも処分施設へ搬入された木材のように記載している。

しかし、掲載している精算書は、受注者が直接、木材市場へ運搬し、売却したものであり、処分施設へ搬入されたものではないこと、また、処分施設へ搬入している木材は、すべて処分施設において、選別、切断もしくは破砕等を行っていることから、たとえ木材の一部を市場へ売却していたとしても、処分施設に搬入した木材の長さが4mであることの根拠にはならない。

オ 伐採木の計量方法について

請求人は、通常、トラックの積荷は、運搬先でトラックスケールによって重量で計量され、計量伝票が発行さ

れるため、荷物の体積が分からない場合には、マニフェストにこの重量を記載し確定させるべきであると主張している。

しかし、本件工事において、伐採木の処分量を体積で管理しており、重量で確定させる必要がない。

3 監査対象事項

請求人は、産業廃棄物として処分されている伐採木の処分費は、伐採木の体積に対して支払われなければならないにもかかわらず、荷箱の容量より少なく積み込まれた伐採木を荷箱の容量分あるとする不適正な履行確認により過大に算定され、その結果、受注者に対し処分費が余分に支払われ、市に損害が発生したと主張していると認められる。

このため、本件請負契約に基づく部分払に係る履行確認において、伐採木処分量を適正に確認せず、これにより伐採木処分費の支払が違法又は不当になっているかについて監査する。

4 監査の実施内容

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、請求人の陳述の内容、広島市長から提出された意見書のほか関係書類を確認するとともに、関係職員への聴取り及び関係人調査を行うなどして監査した。

第4 監査の結果

1 事実の確認

(1) 恵下埋立地（仮称）建設工事（以下「本件工事」という。）における伐採工の概要

ア 恵下埋立地（仮称）建設工事請負契約（以下「本件請負契約」という。）の概要

(ア) 工事場所 佐伯区湯来町大字和田  
 (イ) 工期 平成28年3月1日から平成32年3月10日まで（当初契約時）  
 平成28年3月1日から令和4年8月31日まで（変更契約後）

(ウ) 請負代金額 93億4,848万円（当初契約時）  
 114億3,050万1,680円（変更契約後）

(エ) 受注者 A企業体

(オ) 当初契約日 平成28年3月1日

(カ) 工事内容 全体計画容量160万立方メートルのうちの35万立方メートルの廃棄物埋立地建設工事（埋立地の用地約22万4,000平方メートルの造成その他工事）

イ 伐採木に係る設計図書上の記載

本件工事の特記仕様書、土木工事施工条件及び工事設計書には、準備工の一つである伐採工について、次の内容が記載されている。

・特記仕様書（当初契約時から変更なし）

1 3 建設副産物の搬出について

(1) 工事の施工により発生する建設副産物は、下記の場所に搬入することとする。なお、指定場所等との協議等で他の受入れ場所へ搬入する必要がある場合又は、他の受入場所がない場合は、本市と協議し決定するものとする。なお、運搬、搬入等にあたり産業廃棄物に該当する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

受入場所

| 建設副産物 | 搬入場所                       |
|-------|----------------------------|
| 発生木材  | 産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設 |

・土木工事施工条件（当初契約時）

7. 建設副産物関係

⑤ 伐採木及び根株

本工事に於いて発生する伐採木及び根株については、下記の受入場所に搬出することとし、所在地への搬出を見込んでいる。

ただし、下記の受入場所以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有し、木質チップ等として再資源化可能な再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。

施設名 B社樹木リサイクルセンター

所在地 佐伯区五日市町大字石内

運搬距離 19.4 km

9. その他

② 伐採除根量について

本工事の施工に当っては、伐採除根量（体積）について近隣工事の実績により、下記のとおり見込んでいる。

なお、下記の条件により難しい場合は、発注者と受注者の協議のうえ契約変更の対象とする。

伐開除根 10,000 m<sup>3</sup>あたり

| 項目       | 数量                   |
|----------|----------------------|
| 伐採木、木くず等 | 1,300 m <sup>3</sup> |
| 根株       | 900 m <sup>3</sup>   |

・土木工事施工条件（変更契約後）

7. 建設副産物関係

⑤ 伐採木及び根株

本工事に於いて発生する伐採木及び根株については、下記の受入場所に搬出することとし、所在地への搬出を見込んでいる。

ただし、下記の受入場所以外の「産業廃棄物処分業の中間処分の許可を有し、木質チップ等として再資源化可能な再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。

施設名 C社樹木リサイクルセンター

所在地 佐伯区五日市町大字石内

運搬距離 19.4 km

10. その他

② 伐採除根量について

本工事の施工に当っては、伐採除根量（体積）については、下記のとおり見込んでいる。

なお、下記の条件により難しい場合は、発注者と受注者の協議のうえ契約

は、発注者と受注者の協議のうえ契約変更の対象とする。

伐開除根 10,000 m<sup>3</sup>あたり

| 項目       | 数量                   |
|----------|----------------------|
| 伐採木、木くず等 | 1,900 m <sup>3</sup> |
| 根株       | 1,200 m <sup>3</sup> |

・設計書（当初契約時）

| 名称      | 数量      | 単位             |
|---------|---------|----------------|
| 伐採・除根   | 224,000 | m <sup>3</sup> |
| 集積      | 224,000 | m <sup>3</sup> |
| 発生木材運搬費 | 224,000 | m <sup>3</sup> |
| 伐採木処分費  | 29,120  | m <sup>3</sup> |
| 根株処分費   | 20,160  | m <sup>3</sup> |

・設計書（変更契約後）

| 名称       | 数量      | 単位             |
|----------|---------|----------------|
| 伐採・除根    | 231,000 | m <sup>3</sup> |
| 伐採（発生木材） | 5,600   | m <sup>3</sup> |
| 集積       | 236,800 | m <sup>3</sup> |
| 発生木材運搬費  | 236,800 | m <sup>3</sup> |
| 伐採木処分費   | 46,220  | m <sup>3</sup> |
| 根株処分費    | 28,090  | m <sup>3</sup> |

ウ 伐採工に係る施工

受注者は、伐採工について施工計画書を作成し、市に提出していた。伐採工に係る施工は、当該計画書に基づいて実施されている。

平成28年4月13日付けで受注者から市に提出された施工計画書には、伐採工について次の内容が記載されている。

施工時期・数量

| 項目    | 施工時期             | 数量                     |
|-------|------------------|------------------------|
| 伐採・除根 | 平成28年4月～平成30年12月 | 224,000 m <sup>3</sup> |
| 伐採処分  | 平成28年4月～平成30年12月 | 29,120 m <sup>3</sup>  |
| 根株処分  | 平成28年4月～平成30年12月 | 20,160 m <sup>3</sup>  |

施工方法

- ・ 伐採前確認
- ・ 草刈・立木枝払い
- ・ 伐採
- ・ 伐採材集積
- ・ 除根
- ・ 場内運搬
- ・ 場外運搬・処分（伐採材積込）

バックホウにてダンプトラック（10 t）に積込む。低木・枝葉類はパッカー車に積込み、過積載とならないように注意する。

ダンプトラック（10 t）及びパッカー車にて、所定の処分場所まで運搬し、処分する。

場外搬出前に、元請職員がマニフェストにより産廃項目・数量を確認する。  
運搬中は決められたルートを行き、交通規則の厳守により運搬する。

検測方法

| 項目    | 単位             | 検査時期     | 検査方法                     |
|-------|----------------|----------|--------------------------|
| 伐採工   | m <sup>3</sup> | 伐採範囲を明示後 | 巻尺、測量機器及び設計図書により面積を算出する。 |
| 伐採木処分 | m <sup>3</sup> | 伐採処理後    | マニフェストで確認する。             |
| 根株処分  | m <sup>3</sup> | 伐採処理後    | マニフェストで確認する。             |

(2) 伐採工の状況

ア 伐採木の集積の状況

木を伐採した際は、枝葉を払い、トラックに積み込めるよう切断した上、幹、枝葉及び根株に分けて集積していた。

イ 伐採木の運搬の状況

受注者は、伐採した木から有価物となる幹を除き、産業廃棄物として処分する幹、枝葉及び根株をトラックの荷箱に満載に積み込み運搬していた。

積み込みについて受注者は、あらかじめトラックの荷箱の内寸法を計測して荷箱の容積を求め、荷箱に伐採木を満載にした状態をその都度確認し、荷箱に満載状態の伐採木の体積、すなわち荷箱の容積をマニフェスト（産業廃棄物管理票）に記録していた。また、荷箱に満載にした状態で積み荷の重量を計測した記録を確認し、最大積載量を超えた積載という過積載になっていないことを確認していた。

以上のことについて、発注者である市は、受注者からの記録や現場状況を委託業者を通して確認していた。

ウ 伐採木の処分の状況

受注者は、木材市場へ持ち込む有価物となる伐採木を除いた幹、枝葉及び根株を産業廃棄物として処分するため、本件請負契約の施工条件に合った産業廃棄物の中間処理の許可を有する処分施設に搬入し処分していた。

(3) 本件請負契約におけるこれまでの部分払の支払状況

ア これまでの部分払の状況

部分払は、広島市建設工事請負契約約款第37条及び第41条を根拠としており、これまでに次のとおり6回の部分払が行われ、うち4回の部分払において、準備工の一つである伐採工（伐採、集積、運搬及び処分）の出来高を含めた支払が行われている。

部分払の支払状況の一覧表

| 年度     | 種別  | 支払金額         | 支払日        | 備考       |
|--------|-----|--------------|------------|----------|
| 平成28年度 | 部分払 | 119,205,000円 | 平成29年3月27日 | 伐採木の支払あり |
| 平成29年度 | 部分払 | 309,140,000円 | 平成30年3月2   | —        |

| 年度     | 種別  | 支払金額           | 支払日        | 備考       |
|--------|-----|----------------|------------|----------|
| 平成30年度 | 部分払 | 517,269,000円   | 平成31年4月11日 | 伐採木の支払あり |
| 平成31年度 | 部分払 | 661,116,000円   | 令和2年3月30日  | 伐採木の支払あり |
| 令和2年度  | 部分払 | 2,153,000,000円 | 令和3年3月30日  | 伐採木の支払あり |
| 令和3年度  | 部分払 | 136,000,000円   | 令和3年8月10日  | —        |

イ 部分払における伐採木の処分量の確認状況

(7) 市は、各部分払の出来高となる伐採木の処分量の把握については、受注者から提出されるマニフェストにより確認していた。

これは、本件請負契約の施工条件に伐採木の処分量の確認の方法が示されていないものの、受注者の提出した施工計画書において、マニフェストにより確認するとされていたことによるものである。

(イ) 当該マニフェストには、(2)のイのとおり、伐採木の処分量が荷箱に満載に積まれた状態の容積で記録されていた。

なお、市は、荷箱に伐採木が積まれた状態を受注者が撮影した写真で確認し、荷箱に満載に積まれた状態でないと認められた一部の搬出ケースについては、工事打合せ簿による協議により、処分量をマニフェストに記載の数量から一部減じた数量としていた。

ウ 部分払に係る検査

本件請負契約における部分払に係る検査は、広島市建設工事請負契約約款第37条第4項を根拠としており、広島市請負工事検査要領の規定により都市整備局技術管理課が実施することになっている。各部分払においても、同課が検査を実施し、伐採木の処分量を含む出来高の確認が行われていた。

2 判断

地方自治法第234条の2第1項の規定によれば、地方公共団体が締結した工事請負契約において、その受ける給付の完了の確認をするために必要な検査を、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとされている。

本件請負契約における部分払の際の履行確認として、その基礎となる出来高の一つである伐採木の処分量の確認について監査したところ、市は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、受注者から提出されたマニフェストや伐採木を積載したトラックの写真により、その量を確認した上で、所定の検査員による検査を行うことにより伐採工の履行確認を行っていた。

以上のとおり、出来高の一つである伐採木の処分量が適正に確認され、部分払に係る履行確認が適正になされているこ

とから、伐採木処分費の違法又は不当な支払はないと認められる。

3 結論

請求人の行った本件措置請求については、理由がないものであり、請求を棄却する。

**監査告示**

広島市監査告示第 1 号

令和 5 年 4 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市監査委員 政 氏 昭 夫  
同 井 戸 陽 子  
同 山 路 英 男  
同 山 内 正 晃

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所                              |
|-------|---------------------------------|
| 黒田 健治 | 広島県広島市南区京橋町 6 番 23-1402 号       |
| 中畝 將博 | 広島県広島市西区南観音町 19 番 21 号          |
| 楠部 誠  | 広島県広島市中区中町 10 番 8-1201 号        |
| 松本 真輝 | 愛知県名古屋市昭和区山手通一丁目 9 番地の 2-1001 号 |
| 吉益 伸幸 | 広島県広島市東区牛田本町六丁目 1 番 25-701 号    |

2 包括外部監査人の調査の事務を補助できる期間

令和 5 年 4 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日まで